

関係団体からの意見聴取の概要

○ 第14回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング①>
(令和2年10月15日(木) 10:50~12:00)

- ・ 指定都市教育委員会協議会
- ・ 全国町村教育長会
- ・ 中核市教育長会

○ 第15回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング②>
(令和2年10月22日(木) 14:30~16:00)

- ・ 全国知事会
- ・ 日本高等学校教職員組合
- ・ 全日本教職員連盟
- ・ 全国教育管理職員団体協議会

○ 第16回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング③>
(令和2年10月28日(水) 10:00~12:00/14:00~16:00)

- ・ 全国都道府県教育委員会連合会
- ・ 全国国公立幼稚園・こども園長会
- ・ 全国市町村教育委員会連合会
- ・ 全日本私立幼稚園連合会
- ・ 全国都市教育長協議会
- ・ 日本私立小学校連合会
- ・ 公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・ 日本私立中学高等学校連合会
- ・ 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・ 全国特別支援学校長会
- ・ 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

○ 第17回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング④>
(令和2年10月29日(木) 10:00~12:00/14:00~16:00)

- ・ 日本教職員組合
- ・ 全国市長会
- ・ 全国公立小中学校事務職員研究会
- ・ 全国町村会
- ・ 全国連合小学校長会
- ・ 日本教育大学協会
- ・ 全日本中学校長会
- ・ 日本教職大学院協会
- ・ 全国高等学校長協会
- ・ 全日本教職員組合

○ 以下団体からは、別添の通り書面にて御意見をいただいた。

- ・ 全国公立高等学校事務職員協会
- ・ 全国へき地教育研究連盟
- ・ 全国公立学校事務長会
- ・ 公益社団法人全国幼児教育研究協会
- ・ 全国養護教諭連絡協議会
- ・ 一般社団法人日本教育情報化振興会
- ・ 公益社団法人全国学校栄養士協議会
- ・ 一般社団法人日本経済団体連合会
- ・ 公益社団法人日本教育会
- ・ 公益社団法人経済同友会
- ・ 全国特別支援教育推進連盟
- ・ 日本商工会議所
- ・ 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 日本障害フォーラム
- ・ 一般社団法人日本臨床心理士会

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に対する意見

総論

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- その際、学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められている役割である。

学校や教師がすべき業務等の精選・縮減などを実施する場合、事務職員の担う業務等も併せて考える必要があり、学校現場が期待どおりの力を発揮できるよう適正な人員配置が必要と考える。

各論

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(2) ②

- 各高等学校においては、スクール・ポリシーを起点として、教育課程や個々の授業、入学者選抜の在り方等について不断の改善を図らなければならない。そのため、校長をはじめとする管理職中心に、全教職員が連携協力しなら教科等や学年の垣根を越えたカリキュラム・マネジメントを実施することや、授業改善のため組織的な体制整備や設置者による指導助言・支援も必要となる。

「チーム学校」と叫ばれて 5 年経過するが、事務職員が学校運営まで踏み込んでいる例は僅かである。これは以前も指摘したが、都道府県職員の一部としての採用が主流で学校事務職員としての採用が少なく学校への帰属意識が育たないことが原因である。任用は各都道府県の裁量なのかもしれないが、無視できない問題であると考ええる。

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

(2) ⑦

- また、事務職員についても、ICT を活用した教育活動に積極的参画できるよう、ICT に関する研修等の充実を図ることが重要である。
- さらに、教育委員会において、外部人材の活用も含めて ICT に関する専門性を有した人材の意思決定を伴う立場へ配置を促進するとともに、ICT 環境整備（セキュリティ含む）に関する計画策定、ICT を活用した効果的な指導方法等について助言・支援を行う ICT 活用教育アドバイザーの活用を促進する必要がある。

ICT 環境整備については、事務職員にも基本的な知識習得が必要であり研修等の充実は重要であると考ええるが、求められる内容によっては適正な人員配置が必要と考える。

専門的知識を有する人材活用の必要性を指摘されていることには賛同する。

令和 2 年 10 月 23 日
全国公立高等学校事務職員協会
会長 菊地 隆

令和2年10月23日

全国公立学校事務長会
会 長 脇田 祐光

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)」に関する
書面での意見提出について(回答)

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中間まとめ)」に関しまして下記のとおり本会の意見を4点について提出させていただきます。

全国公立学校事務長会として令和の新しい時代にあって、日本型学校教育の強みをさらに生かして、当該中間まとめの方向性で強く改革を推進していただきたいと考えます。

記

1 教職員の増員について

教職員の増員の必要性の記載の中で、「事務職員の増員」について明確な記載をお願いします。

2 事務職員への ICT 研修について

ICT技術の著しい進展や公立学校のオンライン授業の急速な導入対応のための事務職員へのICT研修の実施、支援を切にお願いします。

3 ICT 環境の整備について

高等学校等の進学率が98%を超える現在、生徒・児童「1人1台端末」を義務教育の9年間で終了でなく、高校課程まで延長して対応していただきたい。また、全国学校にWi-Fi環境の整備をお願いしたいと思います。

4 外国籍生徒の対応

急増する外国籍生徒の対応について地域差を考慮し、きめ細やかな支援を学校にお願いしたいと
思います。(別添滋賀県事務長会からの意見)

以上

滋賀県事務長会

滋賀県は外国人生徒も多く在籍するため、学校や保護者等から聞いた現状等を記載させていただきます。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について（P53 以降）

○日本語の重要性について

（本県小中高卒業生徒の話）

- ・来日当時は日本語が全くわからないため、理由もなくいじめを受けた。
 - ・日本語が話せないため、いじめを受けているということを相談する場もなかった。
 - ・多くの人が日本語ができずに授業についていけないため、高校へ行けない。また運よく高校に入れたとしても授業についていけずやめてしまう人も多い。
 - ・自分はたまたま高校生の時に活躍している在住外国人をみて、将来の夢が描け、それから勉強に打ち込んだ。
 - ・学校へいけない多くの人は派遣として雇われている。その多くの人が日本語を十分に話せない。コロナ騒動で派遣止めにあって苦しんでいる人も多い。
- 求人日本語のレベルを求めるものが多く、近辺には職がないため、他県へやむなく移った人もいる。その場合に犠牲になるのは子供である。
- ・そのような状況から日本語を勉強したいという人も多い。自分たちも頼まれて教えているが、やはり教えるというのは素人には難しい。専門家による授業の場が欲しい。
 - ・いじめの根底にあるのは他国の文化に対する敬意あるいは知識がないから。異文化理解を進めてほしい

（外国籍児童の保護者の話）

- ・日本語ができないため、学校からの通知が理解できない。
- ・子供の将来に寄り添ってやりたいが、日本語がわからず先生等からの情報も理解できない。
- ・就学支援金制度がわからず、授業料を支払って卒業した後内容を知った。

○学校事務室の意見

- ・学校事務室も保護者からの最初の窓口として職員室と協力して保護者対応を行っている。外国人生徒の保護者はまだ言葉の壁があり、十分に情報が伝わっていないことを日々感じている。またどうすればよいか相談する場所もなく苦慮していることが多い。何とかコミュニケーションを図るために、生徒に通訳として入ってもらう、ポケトークを使うなど工夫を重ねているが十分ではない。生徒への日本語指導だけでなく、保護者を含めた全体での生徒の成長を見守るための環境の改善が必要。県庁・教職員間でも情報の多言語化にはまだまだ理解が薄い。保護者支援については学校や職員まかせにするだけでなく教育委員会の支援や専門家のコーディネートも含めた体制でないと機能しないと感じている。（p54 のチーム学校に記載いただいていることですが、もっと強調して記載いただければありがたいです。）

中央教育審議会初等中等教育分科会
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
(中間まとめ) への意見

2020. 10. 23

全国養護教諭連絡協議会

日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割」について

意見 1 : P 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された学校の役割に
おいて、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、・・・子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くしていただいた。学校再開後も、その影響は今もなお残り、継続した取組が続いている。

理由：3 か月にわたる学校休業の影響は現在も大きく残っており、学習の進め方の工夫や心のケアなどは、今まさに喫緊の課題であり、解決には長期的な見通しが必要である。

意見 2 : P 5 学校の臨時休業に伴う問題として、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

- ・・・に格差がある中で、生活習慣の乱れに伴う心身の健康課題の表出や子供たちの学力の格差が拡大するのではないかと指摘・・・

理由：登校しないことや子供だけで自宅で過ごすことが多いため、生活リズムが崩れ、ゲーム等で夜更かしをする子供が増加し、視力低下・体力低下・肥満・登校しぶり等、心身の健康課題の表出は特筆すべきことである。

「変化する社会の中で我が国の学校教育が直面している課題」について

意見 3 : P 9 教師の長時間勤務による疲弊について、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策のための指導上の工夫や消毒等の対応、子供の体調不良及び心のケアに関わる子供や保護者への対応の増加により、教師の多忙化に更に拍車がかかっているのではないかと懸念する声もある。

理由：新型コロナウイルス感染症対策において、養護教諭は専門性を発揮し、学校保健の中核として対応しているが、従来の職務に加えた対応とその長期化のために、多忙化は増すばかりである。指導上の工夫や消毒のみならず、子供の体調や心のケアに関わる対応は教職員の負担を大きくしている。

「新たな動き」について

P12 学校における働き方改革の推進について

○教職員定数の改善充実、専門スタッフや外部人材の配置拡充など、学校における働き方改革の推進に取り組んでいる。

意見4：新型コロナウイルス感染症流行の長期化に加え、今後、新たな感染症の出現も懸念されるため、養護教諭の複数配置が必要であり、教職員定数の改善を要望する。

また、子供たちにより丁寧な対応ができるよう、養護教諭でなくても処理できる仕事（器具や施設の消毒、スポーツ振興センター災害共済給付オンライン請求システム入力等の事務処理）については、スクールサポートスタッフにお願いしたいため、配置拡大が進められることを望む。

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

「子供の学び」について

P16 子供の学び

○児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、・・・全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

意見5：養護教諭は、職務の特性上、子供たちの身体や心の変化にいち早く気づき、課題を早期発見しやすい立場にいる。健康観察や健康診断、救急処置や健康相談等から発見した課題をチームとして解決する際、養護教諭はコーディネーターの役割も担っている。

また、養護教諭は心のケアも行っており、子供たちの安全・安心にも大きく貢献している。

以上の内容が言及されることを強く望む。

「教職員の姿」について

P17 教職員の姿

○教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、・・・教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現される・・・

意見6：子供たちの健やかな学びが保障されるためには、教職員全体が学校保健の知識を深め、組織的対応ができるようにすることも重要である。

また、養護教諭は、教育公務員特例法の法定研修が受けられず、都道府県によって研修に差があるのが現状である。研修の地域差をなくすことで、養護教諭の資質向上を図ることが必要である。

以上のことについて、今後検討が行われることを要望する。

「子供の学びや教職員を支える環境」について

意見 7：P18 子供の学びや教職員を支える環境において、下記のとおり、下線部の内容を追加していただきたい。

○老朽化対策やバリアフリー化、トイレの乾式化・洋式化、空調設備等の学校施設の整備等により安全・安心な教育環境を確保しつつ、教職員配置の在り方を含め、新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されているが、まだ十分ではないため、今後も整備を進めていく。

理由：トイレの洋式化や空調設備については整備されつつあるが、まだ十分ではない。空調設備が導入されていない地域や特別教室には設置されていない地域もある。新型コロナウイルス感染症への対応として、従来よりも頻繁に換気を行っているため、教室内の温度変化も大きいことから、空気清浄機の導入も検討が必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

「学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する」について

意見 8：P19 学校教育の多様性について、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒が少なからず存在している・・・安心して学校で学べるようにするため、多目的トイレや更衣室の設置等の環境を整え、性同一性障害や性的指向・性自認について、・・・

理由：性同一性障害の子供への安全・安心な対応として、多目的トイレや更衣室の設置等の環境整備も早急に進める必要がある。

幼児教育の質の向上について

「基本的な考え方」について

意見 9：P25 幼児教育の質の向上において、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

○新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちをいかに守り支えていくかが今日の課題となっており、こうした課題にも的確に対応するため、専門性を備えた養護教諭の配置拡大や、教育環境の整備も含めた幼児教育の・・・

理由：幼稚園に養護教諭が配置されている数は少ないが、配置されている園では、従来の職務はもとより新型コロナウイルス感染症への対応においても確実に成果を上げている。新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちを守り支援する専門家として、幼稚園における養護教諭の配置拡大が必要である。

9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

「生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策」について

意見 10：P38 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するため

の方策に、下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

- 健康教育においても、児童生徒の心身の状況等を踏まえて、エビデンスに基づく個に応じた指導を行うことにより、支援を充実させることにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成することが重要である。

理由：生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するためには、指導だけではなく、一人一人に寄り添いながら支援を行っていく必要がある。

意見 11：P 38 上記の下に、下記の内容を追加していただきたい。

- このために、健康を保持増進するすべての活動を担う養護教諭を適正に配置し、養護教諭の専門性や学校保健推進の中核的役割、コーディネーターの役割を発揮し、組織的な学校保健を展開する必要がある。そのためにも、養護教諭の無配置校をなくすべく、定数の改善を早急に進める。

理由：学校保健を推進するための具体的な手立てが述べられていない。学校保健の中核である養護教諭の役割と、全校配置の必要性を明記していただきたい。

意見 12：健康診断等の学校保健情報の電子化について、P 38 及び P 64「学校健康診断の電子化と生涯にわたる健康の保持増進への活用」において言及されている。それぞれ下記のとおり、下線部を追加していただきたい。

- 健康診断をはじめとする学校保健情報を速やかに電子化し、個人が健康管理を行う上で効果的に活用することが今後一層求められる。
- 学齢期の健康診断及びその結果情報については、個人情報保護や情報セキュリティに配慮しつつ、迅速に慎重に電子化すべきである。

理由：学校段階間の指導・支援の継続に有効であるとも示されているが、個人が自分自身の健康情報を活用し、生涯にわたる健康管理と保健行動に結びつけるものであるならば、電子化は有効であると考え。学校保健情報には、プライバシーに関わる情報が多いため、慎重な対応が求められる。その効果を十分検討し、子供と保護者にとって有益であることを検証した上で、導入実施が必要と考える。個人情報流出するような活用は、断じて避けるべきである。

「いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策」について

P 39 いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策において

- また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実や SNS 等を活用した相談体制の全国展開など、引き続き、教育相談体制の整備も必要である。

意見 13：専門スタッフの活用は、課題解決においては有効である。養護教諭は、今まで以上に健康課題の早期発見に努め、学校保健の中核として連携・協働していきたいと考えている。このことについて、言及していただくことを望む。

令和2年10月23日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に関する意見書

公益社団法人 全国学校栄養士協議会
会 長 長島 美保子

<意見>

本協議会は、全国の栄養教諭（含 学校栄養職員）の団体です。栄養教諭は、学校教育法において「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と規定され、食に関する指導と学校給食管理を一体のものとして行う教師であり、チーム学校の一員として成長期の子供たちの心身の健康に資する健康教育と望ましい人間関係の育成を担っています。しかしながら、学校数に対し栄養教諭の配置数は非常に少なく、手立ての行きわたらないもどかしさを痛感しております。生涯を豊かに生きるための心身の健康は、子供のころからの食習慣や生活習慣を基盤として、食や健康に関する知識や判断力、健康な生活を送ろうとする自己管理能力の醸成の上に成り立つものであると考え、それを担う栄養教諭の役割に鑑み、下記の項（P38）について、本会の意見を述べます。

（５）「生涯を通じて心身ともに健康な生活をおくるための資質・能力を育成するための方策」（P38）について

子供たちが将来に夢と希望をもって生きていくための必須条件は、何よりも心身の健康です。社会環境の変化の著しい現代、子供たちの食を巡る課題として、栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ、食生活に起因する生活習慣病、食物アレルギー等があげられます。一方、十分な食を確保できない子供の貧困も憂慮されます。このような現状を踏まえ、学校における健康教育は重要課題だと考えます。そのため、栄養教諭の役割を加筆いただくとともに、一層の配置促進が図られるよう望みます。

また、「総論」において、「子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。」と記述されています。

今後、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められるとともに、食に起因する健康課題を解決していくためには、学校教育活動全体を通じた協働的な学びも重要となります。

栄養教諭は児童生徒の心身の状況と食との関連等について、研究として取り組んでおり、エビデンスを創出できる資質を目指して研鑽しています。

健康教育の基盤となる食育の推進を、要となって担う栄養教諭の役割を記述していただきたいと思います。

たとえば（５）「生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策」（P 38）の中に、

「○今後、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められる。また、学習指導要領にもあるとおり、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである、食に関する資質・能力を定着させるには、教科等横断的な視点での学びが求められるとともに、児童生徒が他者と協働して主体的に学習活動に取り組むことが重要である。このため、健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図るとともに、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど、栄養教諭の配置促進を進めることが必要である。

等の加筆をお願いします。

なお、この度の新型コロナウイルス感染症対策としてとられた全国的な臨時休業の期間中、家庭における子供たちの食生活は、調理済み品やインスタント食品等に偏りがちとなり、成長期に必要な栄養素が著しく不足し、「栄養格差」が生じることが懸念され、あわせて保護者の負担増大も心配されました。この間、私たち栄養教諭は、家庭への食に関する支援策を検討し、子供の居場所づくりに合わせた給食提供や家庭への食事づくりのアドバイス、食育及び食物アレルギー等個別な配慮の必要な子供やその保護者へのアドバイス等を、ホームページ掲載や動画配信、オンラインでの個別指導などの方法で行ってきました。この状況下で、改めて、免疫力を高める栄養の力、バランスの良い食事の大切さ、自ら食事を整えることができる力を子供たちに体得させ、真に生きる力を身に付けさせる健康教育の重要性を実感しています。栄養教諭は、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応、偏食・やせ・肥満傾向・スポーツをする児童生徒への食事指導など、専門性を発揮した個別指導を行っています。学校では、養護教諭、学級担任等と、また外部では主治医、専門医等との連携のもと、保護者に対する助言など家庭への働きかけも行っています。

今後は、夏休み等長期休校中でも、ICT等を活用した個別に寄り添った食育支援も行っていく必要があり、コロナ下での事例収集と合わせ研究中です。

このような取組を通して、すべての子供たちに、「生涯を通じて心身ともに健康な生活をおくるための資質・能力（健康リテラシー等）」つまり、正しい食の知識や選択する力、望ましい食習慣や健康に生きる生活リズム等を身に付けさせるために取り組んでいる栄養教諭の役割は、今後ますます重要であると考えます。

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）」に関する意見について

公益社団法人日本教育会

「個別最適な学び」について

「第Ⅰ部 総論」、「3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿」、「(1) 子供の学び」の中で、全ての子供たちの可能性を引き出し、実現を目指す学びの在り方として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が示されました。そして、『「指導の個別化」の必要性、「学習の個性化」の重要性を踏まえ、「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」と考えられる』と、「個別最適な学び」に関する説明があり、今後の子供たちの学びの在り方の重要な内容が示されています。

「個別最適な学び」につながる姿として、「指導の個別化」では、「子供たちに自ら学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成すること」とあります。そして、「学習の個性化」では、「自ら学習を調整するなどしながら、その子供ならではの課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す」とあり、いずれも、自らの学習の調整を図ることの重要性が示されています。

さらに、この後の記載には、「教師の関りの中で学習者が自ら学習の調整を図る度合いを高めていながら、教科等の特質に応じて『指導の個別化』と『学習の個性化』を適切に組み合わせ、多様な子供たちを誰一人取り残さず、全ての子供たちに必要な資質・能力を育成し、その個性を生かしていくことが重要である」と、自らの学習の調整を図る度合いを高めていくことの重要性が示されています。

以上の内容からも、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して臨む、子供たちの学びの在り方として示された「個別最適な学び」に関して記されている「自らの学習の調整を図る」ことは、特に重要な内容であるととらえます。また、この後、「個別最適な学びの充実にあたっては、それが孤立した学びに陥らないよう、留意する必要がある」と注意すべき内容が示されています。「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないようにするためにも、子供が「自ら学習を調整する」姿について、さらに具体的な内容の提示があることにより、子供の学びの姿に関する理解が深められ、正しい認識ができると考えます。

令和2年10月23日

中央教育審議会初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 御中

全国特別支援教育推進連盟
理事長 宮崎 英憲

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、
協働的な学びの実現～（中間まとめ）についての意見提出について

日頃から、本連盟の活動へご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度の中央教育審議会初等中等教育分科会での「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)に関しましては、令和時代の学校教育を創造していくという意欲的かつ建設的なまとめとなっていることに敬意を表するものです。発表されました「中間まとめ」につきまして次のとおり意見を提出させていただきます。併せて、本連盟加盟団体の意見書につきましても提出させていただきます。

記

I 「第I部「総論」について」

はじめに

「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」というサブテーマについて

○ 掲げられたテーマは、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の教育にとっても、極めて重要なテーマであると感じている。全ての子供たちの可能性を引き出すという観点は、教育の最大の眼目であると認識している(国連「障害者の権利に関する条約」第24条教育 ※1)。是非とも、このことの重要性を教育に関わる全ての人々が大事にしてほしい。そのためには、一律的な指導を見直し、個々の特性を最大限に伸ばすための個別的な指導への展開が重要であると考え。他方、集団でのルールやマナー又は他者との協調的な学びなど、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が求められていることも十分に理解できる。サブテーマに込められた意図に強く賛同すると同時に、込められた意図を答申の際には「前文」にでも挿入していただきたい。

1. 「急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力」について

○ 冒頭の文章「人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が…」を受けて、第2段落目「このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には…」から第7段落目まで述べられている社会像が、不透明でとなってしまうかと気掛りとなった。第3・第5段落の学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会答申が生きるような社会像をあえて記述してほしいと思えた。「非連続」という言葉がこの中間まとめには何回か使用されているが、現実社会は「非

連続」の「連続」であることが重要だと考える。中央教育審議会答申が掲げた児童生徒に求める資質・能力に、「①児童生徒が積極的に社会に参加・貢献できる力をつける教育の実践 ②児童生徒が多様なあり方を相互に認め合える社会で力を発揮できる教育の実践」があげられているが、これこそ、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力であるとする。この資質・能力を育ていける社会像を、どこかに位置付けていただけることを期待したい。※2 参考

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて(3. 4. と関連で)

3. 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

○「新しい時代の学校教育の在り方を検討するに当たっては、まず、我が国の学校教育の現状を踏まえることが必要である。」として、2. 「日本型学校教育の成り立ちと成果から論を起こされている。これを受ける形で、3. 4. が展開されている。

「令和の日本型学校教育」の構築にかかわって、明治期に課題となった「履修主義・習得主義」から「年齢主義」に転換したことで就学率の向上等が達成された。また、今日、インクルーシブ教育システムの構築が目指され、多様な教育的ニーズに応じた指導のありようが求められることを考える時、履修主義・習得主義を導入するには、極めて意を用いる必要があると考える。「履修主義・習得主義を適切に組み合わせる。」とは述べられているものの、これまでの「年齢主義」をどの様に改善していくのか、十分な検討・記述が求められる。

3. 2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿について

(1) 子供の学び

○各学校段階で目指す学びの姿として、①幼児教育、②義務教育、③高等学校教育があげられている。これらの各段階を含んだ特別支援教育(通級による指導や特別支援学級での指導)や特別支援学校についても触れておく必要があるのではないかとと思われる。

子供の学びには、実体験に伴う言語化や概念形成が校種や発達段階にかかわらず必要であると考え。しかし、今日ゲームやバーチャルな経験のみが肥大化して実体験の少ない子供が増えているといわれている。ICT の活用等を述べる際にこの点に十分に留意する必要がある。これまでの実践と ICT の組み合わせということもあるが、実体験に基づく教育の重要性について記述を加えるべきである。

(2) 教職員の姿

○2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を論ずる際、従来の教育制度で学び、養成されてきた現職の教員が、新しい時代の教育に対する意識を持ち、理解し、意欲をもって改善する姿勢を高めることは大きな課題である。その点について理解啓発について述べておきたい。

教員にとって、業務改善や勤務条件の改善は必要かつ重要な課題であるから「働き方改革」は推進すべきである。ただし、「教職の魅力」は業務の負担度や勤務条件の側面からのみ語られることではない。教員としての使命感を持ち教職を志望する人材が増えるような教員の魅力の発信も必要ではないか。教員になろうとする動機づけについても踏み込んでほしい。

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性について

○「学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。」とあり、教員以外の専門家による役割分担の必要性が述べられている。しかし、児童相談所等の関係機関も看護師等の専門家の人材不足、保護者は仕事をしていて学校の教育活動への参加が難しい、地域住民も高齢化により協力を求めにくい等、あらゆるところで人材不足となっている。人材確保と研修による専門性の向上が必要なことは実感しているが、あらゆる場所での人材不足を、具体的にどう解決していくのが課題である。様々な業種での連携が重要になってくるのだが、連携が掛け

声倒れになったり自己都合の連携にならぬよう、真の連携協力を模索すべき時に来てはいないか。

「学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。」との記述には同感である。「教員の疲弊」を考えると、極めて重要な提言であると考え、是非とも推進していただきたい。

教材研究や教材作成等に熱心に学校ほど高い教育力を誇っている。つまり、質の高い授業を行うには、教材研究・教材作成は不可欠である。「これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現」の記述内容については若干の工夫が必要である。

GIGAスクール構想を実現するためには、学校のICT環境だけでなく家庭の通信環境を充実させる必要があるため、家庭への支援の観点も検討していただきたい。

○「2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿」について全般的な意見

子供たちの多様化（特別支援教育の対象の児童生徒の増加、外国人及び日本語教育の必要な児童生徒の増加等）への対応として、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から「個別最適な学び」を進めると述べられている。指導の個別化を進めるということは学習指導要領のさらなる大綱化が必要であり、身に付けさせるべき指導内容も多様化に対応することになるということだが、どこまでそのことを進めることになるか。さらにそのための方策の中で条件整備について、特に少人数学級の促進について加えていただきたい。

また、特別支援教育の対象となる児童生徒は、通常の学級にも多く在籍している。通級による指導を受けることだけでなく通常の学級における指導の在り方についてもさらなる検討が必要である。子供たちの多様化を特別支援教育の対象となる児童生徒の増加として特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒と限定せず、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても言及していただきたい。この点に関しては、教職員についてもさらなる専門性が求められるところであり、教員養成から現職の研修、異動等の工夫、特別支援学校教員免許取得の義務付けること等が早急な検討課題となっているといえる。

Ⅱ 「第Ⅱ部 各論について」

1、幼児教育の質の向上について

○ 幼児教育施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援について、特別支援教育を充実していくことが述べられている。実態としては、視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校には、幼稚部があり、幼児教育相談等において支援をしている。また、関係機関・部局としては、児童発達支援機関、発達障害児支援センター等があるが現状では十分な連携はとれていない。連携を進めるための具体的な方策が示されるとありがたい。

保護者に対する学習機会・情報の提供として、家庭教育支援の充実が述べられているが、障害のある子供の保護者にとっては幼児期のみでなく継続的相談支援が必要である。特に幼児教育段階においては先を見通した就学支援の在り方について、就学基準に基づく適正就学が図られるような取り組みを教育支援委員会等の役割とともに充実を図るように記述していただきたい。

2、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

○ 他者を価値ある存在として尊重する環境を築くことが重要とあるが、学習評価を含めた児童生徒の評価についてこれまでの評価観を大幅に変えていくことが必要である。このことは義務教育段階に限らず、高等教育段階、社会における格差などにつながるものであり、我が国が目指す社会の在り様と密接に関係している。

「特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組については、

居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義である。」という内容について「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の項にも記述があるとよい。

また、小学校に教科担任を配置するなどの提言があるが合わせて児童の多様な学習集団を編成できるような仕組みも重要である。このような教育の変化を推進する学校教職員体制については、働き方改革や専門性の維持向上を考慮すると本中間まとめの提言について実施を図っていただきたい。

3、新時代に対応した高等学校教育の在り方について

○「指導の個別化、学習の個性化、個別最適な学び」を追求した義務教育9年間の後の高等学校教育においては、高等学校の特色化の推進は記述の通り必要であると考ええる。特色のある教育を行う高等学校においては、特定分野に特異な才能を持つ生徒に対する指導が行われ、成果をあげているところがある。また、高等学校においては通級による指導の制度化がなされ、課題はあるものの実施する学校が増えつつあり成果をあげている。

4、新時代の特別支援教育の在り方について

○特別支援教育に関する基本的な考え方についてすべての学校において実施されるものであるとされている。また、本報告には、「障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」を着実に進めていく必要がある。」と記述されている。このことについて、特にインクルーシブ教育システムの構築についての義務教育、高等学校段階の部分の記述がみられないが各段階においてもこのことについての方向性を示していただきたい。また、各地域で取り組まれている交流及び共同学習について、副次的な籍を持つ取組が行われ成果をあげている。(総論でも触れたことだが…)

特別支援学校における教育環境の整備については、児童生徒の増加に伴う環境整備が追い付いていないところがあり、教室不足が度々指摘されている。この度特別支援学校の設置基準が策定される方向での検討が進んでいるとのこと。環境整備に期待が高まっている。

近年増加している医療的ケアの必要な児童生徒に対する対応には、特別支援学校はもとより通常の学校においても取り組みが始まっているが、さらなる充実が望まれる。

教職員の資質については、新たな教育の推進に当たり多くの内容が求められているが、特別支援学校や特別支援教育を担当する教員の養成、研修は重要である。学校及び関係機関とともにチームとしての専門性の向上がますます求められる。

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

本分野の取組に関しては、障害による学習の困難に対する指導において、開発・工夫がなされてきた。病弱特別支援学校の遠隔教育による交流及び共同学習の実践など参考となる取組もなされている。特別支援学校においても ICT 機器の整備を整える必要が普通教育以上にあることをご理解いただきたい。

一方、子供たちの多様化という点を考慮すれば、必ずしもデジタルをうまく使いこなすことが得意な子供ばかりではない。アナログ、紙ベースの教材の方が理解しやすい子供もいることを追記しておく必要がある。

.....

※1 国連「障害者の権利に関する条約」第 24 条教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（ inclusive education system at all levels ）及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

※2 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」平成 24 年 7 月

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

令和2年10月23日

中央教育審議会初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

全国ろう学校PTA連合会
会長 横田 志津

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に関する意見について

「（中間まとめ）」は、内容が多岐にわたっていますので、特に、本会に関係の深い点について述べさせていただきます。

1. 報告書は、全体的に、人数が定数いる等質な集団を前提に書き表されているように感じました。
ろう学校の実際は、子供数が少なく、学年の人数のばらつきも大きいので、表現上、誤解を招かない何らかの配慮が必要かと思えます。

2. 少子化や重複化のことが取り上げられています。

聴覚障害教育を行う特別支援に通う子供数を平均的に考えてみます。誤解が生じることを承知で表すと、1学年は1学級で4～5名、うち2割前後が重複児です。つまり、同一学年で教科指導ができる集団を形成しづらい状況にあります。また、学校規模や学習進度、理解力など差などありますが、小さな学校が集団を確保するために、少人数の2～3校をリモートで結んで集団を確保して、学習を進めるなどの取り組みを行うことにまで踏み込んでほしいと思います。

3. 就学前が5歳児として表されています。

聴覚に障害をきたした子に対して、母子コミュニケーション関係が成立し言語が獲得できるように支援するために、0～2歳児の乳幼児教育相談を行っています。やがて言葉を獲得し、言葉を通して学習に入っていきます。

平成29年度、聴覚障害児乳幼児教育相談研究委員会が文部科学省委託事業を受け、「聴覚障害乳幼児の教育相談指導の現状と課題—特別支援学校（聴覚）における教育相談の実態調査からその在り方を展望する—」報告、同30年度、「同一特別支援学校（聴覚）乳幼児教育相談の専門性を高め安定的運営ができるようにするために—」として報告している通り、幼稚部を設置しているすべての聴覚障害教育を行う特別支援学校で、ボランティア的に、しかし幼稚部教育に準ずるほどしっかり指導・支援されていることに触れられていません。就学前が5歳児として全障害を括ってしまうのは変です。本会の母子たちが頑張っていることを無視しないでいただきたいです。

4. IT化が進むことが書かれていますが、これからの時代に求められる職業像が見えません。

現段階では見通せないかも知れませんが、方向性がはっきりしない限り、どのような職業観に基づいて、どのような生徒を育てていくのが、ブレてしまいます。できる限りはっきりさせていただきたいです。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
会長 茨田 一矢

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」
に関する意見提出について

日頃より本会の活動への御理解・御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

先般、御依頼のありました「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に対する意見を、下記の通り提出いたします。

記

● 特別支援教育全般について

復籍（東京都）、支援籍（埼玉県）、副学籍（横浜市）等の取組（一部の地域ではありますが）により、特別支援学校に通う子供たちと地域とのつながりが深まり、さらに、交流及び共同学習の推進のおかげで特別支援教育への理解がすすんできたように感じます。しかしながら、健常のお子さんの御家庭や通常学級の教員の中には、特別支援教育は障害のある子供たちの教育だから自分には関係ないというような理解をしている方もいるように感じる場合があります。極端な話ですが、例えば、病気や事故により、ある日突然、誰もが障害者になる可能性があります。障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格を尊重し合い、共に育ち合う人間性の涵養を図る教育が特別支援教育であると考えています。だからこそ、日本はダイバーシティ社会を目指すことができるのだと思います。

● ICTの活用について

学校教育における ICT を促進するためには、保護者の協力は必須だと思います。現在の学校での一般的な考えでは、「子供たちが学習するためのもの」となっているように受け取れます。例えば、PTA 活動の中核である運営委員会でインターネット環境が必要な時に、学校のインターネット環境をPTA（保護者）では使用できない状況です。また、ICT を学ぶのは教職員・生徒だけでなく、保護者も一緒にな

って学び使用する機会を持たなければ、ICTの促進にはならないと感じます。今後一人に一台の端末が提供され、家庭にも持ち帰ってよいとなれば、通信環境は家庭になります。新しい時代の初等中等教育の在り方を考えてくださる中に、「保護者」のICTへの協力の在り方についても具体的に提示していただきたいと思います。

- P 6 ①社会構造の変化と日本型学校教育について

抜本的な見直しをされた「令和の日本型学校教育」が「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協動的な学び」となることを心から望みます。知的障害の特別支援学校には、ASD、ADHD、LDなどの発達障害がある子供たちも大変多く在籍しています。教科学習に対しては、ある教科は必ずば抜けてできるのですが、ある教科になると理解ができなくなることがあります。また、他者との適切なコミュニケーションを苦手とする特徴もあり、そのためにいじめの対象になったり、不登校になってしまうことがあります。自己肯定感や自己有用感を十分に育てられず、やや毀損された状態で卒業し、社会に出ることもあるのです。「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協動的な学び」を保障できる学校教育であれば、障害のあるなしにかかわらず、すべての子供たちにとって居心地の良い学びの場となり、学習への高い意欲とともに豊かな人格が形成されていくものと期待いたします。

- P 35～36 (3) 義務教育3年間を見通した教科担任制の在り方

- 対象教科 「算数」について

現在、「算数」においては少人数の習熟別指導が行われている学校が多く、2つの学級であれば、習熟度別に3つのグループに分けて、一人一人に対してきめ細かい指導が行われています。その場合、担任2名+算数専任の計3名で行われています。教科担任制になった場合は、一時限単位で「算数専任を3名配置する」という人員配置は可能でしょうか。習熟の遅れのある児童生徒を含むグループでは、少人数指導を行うことで、学力の底上げや細かな指導が行き届くことが分析結果として公表されています（参照：文部科学省HP）。普通学級には、発達障害のお子さんも在籍しています。算数が教科担任制になった際には、少人数の習熟度別指導の授業形態を継続できるよう望みます。

- P 37 (4) 義務教育を全ての児童生徒等を実質的に保障するための方策

- ① 不登校生徒への対応について

「不登校」は、生徒本人の問題ではなく、学校教育において、その子に応じた適切な教育支援がなされているか否かという考え方を前提にいただいた上で、不登校問題を解消していただきたいと思います。不登校の生徒に対する「個別の

教育支援計画」の策定や「個別支援会議」の設定を義務化することも必要であると考えます。

- P 3 7、3 9 スクールカウンセラーについて

各都道府県の小中高へ、スクールカウンセラーを配置するための経費の助成をいただいておりますが、特別支援学校では、予算の関係から配置されない学校があり、都道府県により活用はさまざまです。中学校まではスクールカウンセラーに相談することができていた生徒が、特別支援学校の高等部に進学すると同時に、スクールカウンセラーは配置されていないという状況になります。特別支援学校では、養護教諭や担任がその役割を担っています。実際に保健室には、救護以外の来室（悩み、不安、登校しても教室に入れないなど）が多くなっています。特別支援学校への配置促進も含めた相談支援体制の整備をすすめていただきたいと思います。外部専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを導入して対策をしている学校もありますが、回数も少なく、教員の専門性向上と授業の改善、方法の充実を目的としているため、職員として配置されることを望みます。

- P 41 ②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針として3つのスクール・ポリシーの策定について

今、子供たちに必要とされているのは他者との競争ではなく、多様性を認め合い、自分らしさを伸ばすことだと思います。特に、高等学校の入学者選抜の在り方等に関しては、学校が順位付けされるような在り方を見直すことが必要だと思います。偏差値による進路指導はなくなったと記憶しております。高等学校のスクール・ミッションをもとに子供たち自身が選び、それぞれが行きたいと選んだ高等学校に行けるようにしていただきたいと思います。

- P 4 2 ④産業界と一体になって地域産業界を支える革新的職業人材の育成について

子供たちは皆、同じように、定型的に発達するとした過去の「日本型教育」の教育課程の中では、異彩を放つ子供たちには「みんなと同じ」という「同調圧力」があったのではと想像します。異彩を放つ子供たちとは、いわゆる飛び級をする天才児のような子供たちばかりではなく、ある特定の教科に高い理解や習熟があるにもかかわらず、社会性に欠けていたり、物忘れが多く提出物を提出できなかったり、自分の短所を直すという感覚がとても希薄だったりという子供も該当すると思います。今までの日本型教育においては、いわゆる「問題児」のレッテルを貼られてしまう子供たちです。この子供たちを、9年間の義務教育にお

いて、ドロップアウトさせることなく、自己肯定感を育み、職業教育を主とする学科を置く高等学校（「専門高校」）につなげていく連続した小中高連携が必要だと思います。異彩を放つ子供たちが、そのとんがり部分を維持しながら成長することを社会が認めるようになれば、現在の日本社会の問題が解決され、産業界における国際競争力は回復につながっていくのではないかと考えます。

- P 5 3～5 4 外国人児童生徒等の母語支援について

特別支援学校にも外国人の児童生徒の在籍数が増えてきています。日本語指導と同時に、母語でコミュニケーションが取ることによる家族支援も必要になります。ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、そのほかの言語も増加しているなか、各地に派遣された方々（独立行政法人国際協力機構の青年海外協力隊など）の語学力や文化の知識を生かして学校と連携していくことで、特別支援教育の指導や生活支援もすすみます。幅広い関係機関との連携が促進されるよう望みます。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に関する 意見提出について

「令和の日本型教育の構築を目指して（中間まとめ）」に関して、全国の肢体不自由校に在籍する児童生徒の保護者が会員である本会としての意見をお届けします。

○副次的な籍のある学校とのオンライン学習による交流教育の明確化

居住する地域と「繋がり」を体験できる「副次的な籍を置くとりくみ」に感謝をしています。協働的な学びとは異学年や他の学校の児童生徒と学び合うこともふくまれます。通常の学級に通う児童生徒にとっても、同じ地域に暮らす特別支援学校の児童生徒との交流は、地域社会での多様な体験活動として良い経験となっています。通常学級へ特別支援学校の児童生徒が通う「副次的な籍を置くとりくみ」は、個別最適な学びと協働的な学びの具現化された環境です。今、コロナ禍で子供の命を守る為に「副次的な籍のある学校」への直接交流を制限している肢体不自由校の児童生徒が多くいます。間接交流に切り替える児童生徒も増えてきました。交流及び共同学習を継続するためにも、登校しない、できない肢体不自由校の児童生徒の為に、「副次的籍のある学校」の授業を間接交流としてオンラインによる配信も可能であることを明示してください。まさにこれは ICT 活用による協働的な学びの発展型となります。

○支援を必要としている児童生徒の ICT 教育の支え手としての保護者の位置付けの明確化

肢体不自由校に通う児童生徒は、一人で端末の操作が出来ない場合が多いです。GIGA 端末を、教師と保護者とを繋ぐ場合も想定し、明示してください。又、肢体不自由校の児童生徒には、腕手指の機能に障害があったり、自身の身体を支える力の無い方も居ます。通常の端末では、操作不可能な場合が多々あるのです。それぞれの障害にあわせてカスタマイズされた入力装置などの機器が必要です。

○新しい時代にふさわしい医療的ケアのある児童生徒に関する理解教育の推進

学校は児童生徒が集い、人と人とがふれあうことにより人格の形成がなされる教育の場です。学校こそ、共生社会が実現された環境である事を願います。医療的ケアの有無に関わらず、子供達の安全が確保され、同じ空間で同じ時間をともにすることで感覚を働かせながら互いに刺激し合える場となることを願います。特別支援学校を含めた全ての学校で、医療的ケアのある児童生徒は学びます。医療的ケアの体制の整備は、目的ではなく手段です。学校が、児童生徒が、互いの健康や特徴を理解したり、互いのことを慮ることを学ぶ場となることを願います。

○障害種別の特性を踏まえた設置基準の方向性の明確化

特別支援学校の設置基準制定の方向が示されました。数だけでなく「質」が担保された施設・設備の整備が推進されると確信しています。まさに歴史が動いた瞬間です。私たちの「願い」を「意見」として届けてくださった委員の皆さまに深く感謝いたします。答申はさらに現状を追認するだけでなく、障害種別の特性を踏まえた、あるべき姿が明確にされたものとなることを願います。例えば肢体不自由校においては、障害や疾病の状況から、保護者の送迎を前提とした登校があります。その為の設備、例えば雨にぬらさずに、児童生徒を載せ降ろしできる車寄せと保護者駐車場の設置を願います。年間をとおし、身体の機能の維持・向上を図る施設が必要です。例えば室内プール型の水治訓練室が、全国津々浦々にある肢体不自由校に、もれなく国の基準に基づいて設置されることを願います。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

全国病弱虚弱児教育学校 PTA 連合会

会長 羽田 京子

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に関する
意見提出について

中央教育審議会の中間まとめへの全病P連の意見を取りまとめましたので、お届けいたします。

◇ 新時代に対応した義務教育の在り方

・障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等について

*各学校の管理職、特別支援教育コーディネーター等現場の職員の特別支援教育に対する必要性及び理解力の差により義務教育段階の指導力について課題があります。小中学校においては、地域や学校規模にもよりますが、通常学級担任が難しい方、療養休暇取得後の担任や産休取得前後の担任、単年度雇用の講師が特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターを担当している場合がまだ多くみられます。

*特別支援学校教諭免許取得者や各都道府県での研修の充実をお願いしたい。

*都道府県の教育行政とその地域の行政機関との連携を計画的に進めてほしい。

*保護者（児童生徒）の意見を聞いて各学校と情報共有できるシステムを確立してほしい。

*卒業後の生徒、保護者の不安に対するサポートを持続してほしい。

*担任、学年教師（リーダー）などの働き方改革、改善を検討して安定した働きをしてほしい。

*児童生徒の多様な実態に左右されないで指導にあたってほしい。

*教師は心身の安定に努めて指導に当たって子どもが不安定にならないようにしてほしい。

*障害のある児童生徒の実態、特に発達障害のある子どもの行動的な内容、学習の実態を掴んで個別指導計画に活かして行ってほしい。

*すべての学校における指導内容としてコロナ時代を含め、健康（医療）に関する内容をしっかり位置付けて行く必要が喫緊の課題ではないか？

*小中学校における特別支援教育にたいする指導者の研修の推進を強化する。

特に通級による指導体制の充実、指導者の研修推進を強化する。

◇これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

・特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

- * ICT等の活用について、外部から教育現場の特性(児童生徒の発達段階や障害等)を理解した専門職を定期的に配置できるようなシステムづくりが必要です。(都道府県教育委員会、区市町村教育委員会の財源や方針により格差が生じている現状を改革していく必要があると思います。)
- * 今回のコロナウイルスでのWEB授業実施や授業内容の差については、普段からのITC活用状況によって課題が異なっています。また、家庭でのPC、タブレット、スマートフォンの充実度によっても差がでています。
- * 家庭を支援する方策も必要です。
- * これから、さらにICT時代、ネット社会時代が進展していく。教師もネット時代の研修を積んでほしい。
- * 教育環境として児童生徒一人一人にiPad、ノートパソコンを持たせて、ネット社会についての学習に取り入れてネット時代の情報処理能力を高める
- * 医療に関する進展について現在の様子を掴む研修を推進する。
- * 本文 46P から、52Pまでの内容で各項目の内容の具体化をどのように教育現場で行うかその実施要領を明確にして実践したものをまとめてほしい。3年計画 あるいは5年計画で。
- * P48の発達障害の部分であるが各学校で発達障害について実態を掴む基本的な知識(医学、心理)をしっかりと、学校現場で研修する機会を設けて行く

◇幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上

- * 地域の教育センターや就学前の幼児教育の充実。
親の知識や収入に左右されないよう各地域においての幼児教育センターの充実と行政との連携。

◇関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- * 卒業後の生徒、保護者の不安に対するサポートを持続してほしい。
- * 担任、学年教師(リーダー)などの働き方改革、改善を検討して安定した働きをしてほしい。
- * 児童生徒の多様な実態に左右されないで指導にあたってほしい。
- * コロナ時代の状況を踏まえ、特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う、学校に置かれる看護師を法令上位置付けることの検討や、中学校区に医療的ケア拠点校を設ける検討を行うべきである。
- * 看護師の雇用条件や募集方法も各都道府県や教育委員会等の規定により差が生じている。
地域によっては、学校サイドが看護師を募集している現状を看護師会(医師会)等連携した上で法令上位置付ける検討を行う必要がある。
- * 小学校地区での医療的ケア拠点校を聞くが、今後、中学校や高校でも必要である。
児童生徒は、成長していくのでその年齢に応じた関係機関でスムーズな医療的ケアが受けられるようにしていくために充実する必要がある。
- * 特別支援教育の推進⇒まだまだ、病弱児童生徒には、病気の不安、進路の不安があるので、行政は現場の意見も聞きながら、地域の医療との連携や教師の専門性を高める具体策をさらに確立してほしい。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

NPO 法人 全国LD親の会

理事長 井上 育世

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」
に関する意見提出

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」の中で、「指導の個別化」「学習の個性化」を再確認していただき、多様なニーズのある子ども達がそれぞれの学びの方法を手に入れることができると期待しています。

弊会では2021年度の予算要望書においても「3.GIGAスクール構想によるICT機器の整備を進め、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを確立すること」を提出しています。GIGAスクール構想により、小中高における1人1台端末環境が実現しようとしていますが、「学習の個別化」にもありますように、「子供たち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う」こと、つまりどのように使っていくかが大変重要になってきます。ICTや先端技術は日進月歩の分野であり、外部人材や専門スタッフの拡充等は特に必要と考えます。

特別支援教育においては、ICT機器の活用も含めた個別の教育支援計画等を作成するためにも、現在各学校への配置が進んでいるICT支援員を専門家チームに加えて、一人一人の特性に合った使い方を検討できるようにしていただきたいと思います。

LD等発達障害がある子どもたちへの学習方法への個別のICT機器の取り入れ方には、地域によって、学校によって、教員によって、大きな違いが生じてきている現実があります。GIGAスクール構想によってICT環境や学校施設の整備等は進みますが、ICT機器の使い方でも更に格差が進まないよう、ICT支援員の専門家チームへの配置推進を是非お願いします。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

全国重症心身障害児（者）を守る会

理事長 倉田 清子

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」
に関する意見提出

「令和の日本型学校教育」「（中間まとめ）」は、内容が多岐にわたっていますので、特に、本会に関係の深い点について述べさせていただきます。

○ICT環境整備について

・障害の重い児童生徒は、健常児のように画面タッチやマウスで操作することができないため、端末を一台ずつ配布されても有効に活用することができない。

可能性を引き出し、有効に活用するためには、個別に一人一人に合った環境整備も必要です。操作のためのスイッチや座位がとれない場合には画面をベッドに固定する器具等も必要。

・GIGAスクール構想を実現するためには、校内のLAN環境の整備も必要。

○生涯学習

・障害の重い重症心身障害者も生涯にわたって学べる訪問型の生涯学習の機会が得られる環境を整備。

・生涯学習は、年齢や障害のあるなしに関わらず参加できる場となり、障害理解の推進につながり、多様性を認め合う共生社会の一助となる。

・学校教育で培ったICTによる学びを卒業後も継続していくためには、機器やソフトへの支援が必須となるため、ICTを活用した生涯学習支援を行っている団体や事業者への財政的・人的支援により充実を図る。

○幼児教育の質の向上

・医療的ケアが必要な幼児が過ごす場が幼稚園・保育所等にも通園できる環境となり、居宅型訪問保育も実施されるようになってきている。しかし、地域間格差もある中、どのような環境においても成長の可能性を伸長する療育・保育が望まれる。

そのための一つの方策として、特別支援学校のセンター的機能を充実させ、幼児教育にも支援できる指導力を求めたい。また、関係機関と連携した支援が実施できる体制整備が必要とされる。

○医療的ケアが必要な児童生徒への支援

・保護者の付添いがなくても通学できる体制と環境の整備

・日本全体の人口減が予測されているが、医療の進歩とともに医療的ケアが必要な子供は増加しており、今後も増加することが予測される。どんなに障害が重くとも可能性を秘めている。学校における医療的ケアの実施体制の構築と整備を促進し、教育環境の充実が求められる。

・通学できる児童生徒だけではなく、在宅訪問・病院訪問の教育の充実も求められる。

○共生型社会を目指すための教育環境づくり

- ・ 障害への理解を深め、偏見を軽減するためにも、障害の有無に関わらず一緒に学び、育ちあう環境が共生社会につながる。
- ・ 特別支援教育のセンター的役割を活かして地域の学校に通学する中で、個別の特別支援教育ができる選択肢の充実を図る。

令和2年10月23日

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 殿

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子

「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」

についての意見

日ごろから、本会の活動へご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴連盟からご依頼をいただきました標記の件につきまして、次のとおり意見を提出させていただきます。

記

1 基本的な評価

家庭環境の変化、新型コロナウイルス感染拡大という、今まで経験のないことにも対応できる子どもたちを育てていくために、学校教育にも新たなものを取り入れていくとともに、特別な支援の必要な子どもたちのことも同時に考えていただいていることを評価します。

2 個別の意見

本会としての公式意見としては、次のとおりです。

第Ⅰ部 総論

- (1) P1の読解力、自分で考え、表現する力、対話や協同を通じて・・・について、知的発達障害のある子供についてはすべて求めることは難しいものの、自他の命の尊重や自己肯定感などは、知的発達障害のある子供たちにも必要であるということを念頭に置く必要がある。そのためには、通常級に在籍する児童・生徒、さらに教員の理解が何よりも必要となる。
- (2) 「専門性の高い教師、質の高い教職員集団」という言葉が出てくるが、実現すべき令和の日本型学校教育の実現をさせるためには、ICTだけではなく、教職員自体の専門性を高める育成についても言及してはどうか。特別支援教育の教員免許を取得している教員は増

加しているが、専門性の高い教師、質の高い教職員集団にするためには、教職員自体の専門性をさらに向上させる必要がある。

たとえば、児童生徒の重度多様化やICT化に対応できるよう外部専門家を導入し、教員の専門性の向上を図ることも考えられる。

- (3) 先の新聞報道でも明らかなとおり、障害特別支援学校では長きに渡り学校設置基準が設けられず、さらには児童生徒数の増加により、慢性的な教室不足に陥っている。また、障害の重度多様化が進み、人的配置ならびに教員の専門性の向上のもと、より一層きめ細やかな指導と支援が求められているところ。その典型例が医療的ケア児であり、従来の重症心身障害児判定からは外れるものの、障害状態としては非常に重度な子どもが急増している。また、特別支援学校の児童生徒は増加を続け、19年度には過去10年間で23%増となり、特に知的障害がある子どもの在籍数が伸びている。今後本格化する特別支援学校の設置基準の策定作業では、こうした実態を十分に踏まえる必要がある。

加えて、ノーマライゼーションの観点からは地域の学校における特別支援学級の充実が重要である。特別支援学校に在籍する子供たちの約3割弱は複数の障害が併存している実態がある以上、その実態に応じた学級配置が不可欠である。

第Ⅱ部 各論

- (3) P47に特別支援教育コーディネーターの記載がある。現在も、地域の小中学校支援等かなり激務であると側聞する。

近年、小中普通学校においても、発達障害のある児童生徒が6.5%程度在籍しているという推計が文科省より報告されており、相談・支援活動に当たる特別支援学校のセンター的機能には一層の期待が寄せられる。また、特別支援学校のセンター的機能の核を担う特別支援教育コーディネーターは、地域の小・中学校の特別支援学級や通常学級に在籍する発達障害等支援の必要な児童生徒、保護者、教員に対して、電話相談や来校相談のほか、医療機関・教育機関等関係各機関との連携を図り、児童生徒のアセスメントや、ケース会議に出席する訪問相談等も行っており、そのニーズは高まるばかりである。一方、OECDの調査によると、日本の教員の勤務時間は、小・中学校ともに加盟参加国の中で最長であり、特別支援学校の教員の勤務時間はさらに過酷であると思料される。この状況で、学級担任をしながら特別支援教育コーディネーターの兼務は極めて困難であると言わざるを得ない。すべての教育の場における特別支援教育の充実のために、特別支援学校のセンター機能の要となる、特別支援教育コーディネーターの専任化が早急に必要である。

- (4) 発達障害や自閉スペクトラム症が重複する児童生徒が急増する中、その専門性を有する教員も不足している。特に通常級に在籍する生徒に発達障害のある生徒が在籍するという認識がない教職員も存在するため、記述ぶりを「具体的な検討が求められる」ではなく、「具体的に検討する」としていただきたい。

- (5) P48にICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発の記載があり、P61等にもICT人材の確保等ICTの活用を進める記載されているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも推進されているオンライン指導が全国の公立学校で実施率15%程度であるように、ICTを活用した教育指導を受け止める家庭環境の整備支援が必要である。また、スマートフォンやタブレットをはじめとする個人端末の持ち込み（以下「BYOD」という。）についても全面的に推進する必要がある。（参考まで、就労する障害者のうち在宅ワーク移行者が少ないという実態があるが、これも家庭の通信環境

の整備が問題になっている。)

また、ICTを活用した効果的な指導方法等に関する教員研修の充実、並びに助言・支援を行うICT活用教育アドバイザーの配置等、教員の指導力向上のための方策を十分に講じるとともに、ICTによる統合型校務支援システムの活用や共通化などを通じ、教員・学校・関係各機関等で、個別指導計画や個別の教育支援計画等の共有・活用ができるシステムの構築にも期待する。

他方、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒の中には、脳の機能上、読み書きに困難を抱える児童生徒も多くみられるにも関わらず、授業中やテスト時にタブレット端末の利用を希望しても認められないケースが散見される。「特別なことはできない」という理由が多く、障害者差別解消法の合理的配慮を理解していない対応と考えるが、今後は発達障害のある児童生徒が抱える困難さの改善、解消につながる合理的配慮が浸透し、円滑で充実した学校生活が送れるよう、BYODについて都道府県への強力な理解啓発と周知をお願いする。

- (6) P51に学校内外の専門家等との連携という記載があり、大変必要なことであるが、専門家との連携は、あくまで専門的な知見を活用するということであって教員に代わるものではないということを確認していただきたい。外部専門家を導入することにより教員数が削減されているという本末転倒の実態もあると承知しているところであり、教員数の削減なく外部専門家を導入する必要がある。
- (7) ICTの活用を目指す中で、特別支援教育における家庭との連絡帳などをメールなどの電子媒体活用とすることも検討の中にいれていただきたい。たとえば電子メールに切り替えた場合、児童・生徒に持たせる必要がないため、下校してから取り組むことができる。

【連絡先】 全国手をつなぐ育成会連合会事務局 東京事務所 (担当：又村)
〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C
電 話：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275
メール：matamura@zen-iku.jp

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(中間まとめ)」についての意見

日本発達障害ネットワーク

理事長 市川宏伸

日本発達障害ネットワークは平成 17 年度に発達障害者支援法が施行されて以来、発達障害児者が住みやすい社会の実現に努力してまいりました。教育分野におかれては、平成 19 年度の特別支援教育の開始から発達障害の児童生徒への配慮が多々なされてきたことに感謝申し上げます。

今回の中間まとめについて、以下の意見をお送りさせていただきます。

(現状認識)

- ・『第Ⅰ部総論の 2 (3)、4 (1) に発達障害の児童生徒が増加している状況を正面から受け止めていただき、全ての教師の問題であると捉えている』こと、『第Ⅱ部各論の 4 において、発達障害の特性のある児童生徒が、専門性の高い教育を受けられるような環境を整える（巡回、研修など）点を課題としている』ことは、大変ありがたいと感じます。

しかし、これまでも教師全体に向けた発達障害についての知識や技術の普及は、発達障害者支援法の施行以後ずっと進められてきましたが、通級指導教室の教師など一部の専門的知識を持つ教員が理解や協力を呼びかけても、学校全体が同じ方向を向いて発達障害の特性に寄り添うことができず、発達障害の児童生徒に対するいじめ・からかい等が防止できていないのが実態です。

- ・『障害者の権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展する』ことは、かつては学ぶ場所を選択できずに隔離されることのあった発達障害の児童生徒にとっては大事な視点であると感じます。

しかし、発達障害の児童生徒が伴うことの多い感覚の過敏さにより、他の児童生徒との過度な接触が不快や不安を生じ、不登校や自傷・他害などの行動を悪化させ、医療や福祉の分野が日常的に受け入れ、対応をしている場合が多いのが実態です。

(意見)

上記のような問題が発生してから、外部の専門家に助言を求めたり病院や施設での受け入れを求めたりするのではなく、まずは教育現場に発達障害の特性を熟知した専門家を配置することが必要です。そのためには、第Ⅱ部各論の 4 (3) において、特別支援学級、特別支援学校の教員免許に「発達障害」を位置づけ、全ての学校においてこの免許を所持する教員配置を進めることを追記するよう希望します。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」 に関する意見

日本障害フォーラム(JDF)

代表 阿部一彦

答申の取りまとめに向け、「中間まとめ」に対する意見を、以下のとおり申し述べます。（中間まとめ本文に加筆・修正する形を含む）

（注）

- ・★の部分が加筆・修正を求める部分になります。
- ・「有識者中間まとめ」＝「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議これまでの議論の整理」
- ・JDF 意見＝新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議に提出した JDF の意見書（添付）

1. 第 1 部 総論

●総論部分における方向性に関連して

①「盲ろう」という表記について（P. 7 他）

- ・有識者会議での議論をふまえて、「視覚と聴覚の重複」ではなく、「盲ろう」児としての記述がされていることを評価する。

②インクルーシブ教育全般・障害者権利条約との関係について

○「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性（P18～）の「（1）学校教育の質と多様性，包摂性を高め，教育の機会均等を実現する」に

「○新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力をより一層確実に育むため，子供たちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし，また社会性等を育むことができるよう，学校教育の質を高めることが重要である。その際，インクルーシブ教育システムの理念の構築等により，様々な背景により多様な教育的ニーズのある子供たちに対して，自立と社会参加を見据えて，その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり，実態として学校教育の外に置かれることのないようにするべきである。特に，憲法や教育基本法に基づき，全ての児童生徒に対し，社会において自立的に生きる基礎や，国家や社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする義務教育段階においては，このことが強く求められる。」との記述があり、その注釈部分には障害者権利条約の説明がされている。また、その次の○では

「○このため，学校に十分な人的配置を実現し，1人1台端末や先端技術を活用しつつ，通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒数の増加，生徒指導上の課題の増加，外国人児童生徒数の増加，子供の貧困の問題等により多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら，学校の多様性と包摂性を高めることが必要である。」とある。

障害者権利条約への言及はとても重要であるが、通常学級に在籍する障害のある子ども

は「発達障害」だけではない。「包摂性を高める」すなわちインクルーシブ教育を進めることで、当然、発達障害以外の障害のある児童生徒も通常学級で学ぶケースが増加することを想定すべきであり、それは障害のある児童生徒への教育という枠だけでなく障害のない児童生徒も含めた学校全体での取り組みとしなければならないと考える。そこで

★有識者中間まとめに対する JDF 意見もふまえて、「総論」の「基本的考え方」の「1 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力」の部分に、障害者権利条約でも規定されている「包摂性を高める」というインクルーシブ教育は今後の時代の学校教育の基礎となる重要な要素であり、学校教育全体に関する課題としてとらえるためにも以下の内容を加筆すべきである。

「すべての子どもの学校教育への平等なアクセシビリティの確保、障害者差別解消法やバリアフリー法による合理的配慮を徹底する」

★有識者中間まとめに対する JDF 意見もふまえて、「総論」の「基本的考え方」のいずれかの場所に以下の趣旨を追加すべきである。

- (1) 来年に迫っている障害者権利条約審査への対応などもふまえ、「障害者権利条約に基づく、インクルーシブ教育の考え方を元に進めるべきである」「2012 年にまとめられた報告（いわゆる特特委報告）では、「批准までの短期と批准後 10 年の中長期で進めていく」としていた。2014 年の批准から 6 年とすでに折り返し点を過ぎている。どこまで進み、課題は何か」といったことを「基本的な考え方」に記述すべきである。
- (2) 今後の課題として「障害者権利条約に基づき、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域の通常学校・学級に通うこととする原則インクルーシブ教育制度への法制度への転換が必要」と記載すべきである。
- (3) 手話を言語として規定し、ろう者のアイデンティティの確保を規定している障害者権利条約に基づいて、「ろう児童生徒への言語としての手話による教育とろう児童生徒のアイデンティティの確保が必要である」という趣旨の文言を記述すべき。

③ Society5.0、GIGA スクール構想を含む ICT の活用に関すること

情報アクセシビリティによるデジタル・デバイドの解消という観点を明確に打ち出し記載すべきである。教育における ICT の活用は、障害児・者、外国人等を含む多様な児童生徒に対応し、教育全体の質が高められる大きなチャンスであるが、このことは、障害者権利条約を踏まえた情報アクセシビリティの確保によってはじめて可能となる。情報アクセシビリティがなければ、障害のある児童生徒は教育の機会が奪われ大きく取り残されることになる。

2. 第Ⅱ部 各論

● 2. 9 年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

○最後の○の部分

「○また、児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中にあっても、義務教育において決して誰一人取り残さない、ということを徹底する必要がある。このため、一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情を抱える

多様な子供たちが、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが必要である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことも重要である。」と記されている、

- ★「義務教育において誰もが取り残されない」という文言の概念をさらに明確にするために「インクルーシブ教育の観点から」という文言を加筆すべきである。

● 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・支援の充実

①就学前における早期からの相談・支援の充実

○の3つ目。

4～5行目に、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた、とは記載されているが、有識者中間で加筆された「就学先決定の方法や、…学校における合理的配慮の提供に関する…」の部分については、全く触れていない。

- ★有識者中間にある下記の記述に対応した加筆を求める

小学校・特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、障害者差別解消法に基づき学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明からの合意形成までの手続きについての情報提供

②小中学校における障害のある子供の学びの充実 (p47) → 有識者中間まとめ p5～6

○の1つ目。

3行目。「共に学ぶ活動の充実の観点から、…副次的な籍を導入し、」とあるが、有識者中間まとめでは、p5 管理職のリーダーシップで「学級担任と教科担任等が連携して指導の体制を整えたりすること」また、同じく p5～特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実、の後段に「通常の学級において…ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを…」などの部分は、全く取り上げられておらず、「副次的な籍を導入」だけを記述するのには問題がある。

- ★有識者中間まとめにある下記の記述に対応した加筆を求める

- ・学級担任と教科担任等が連携して指導の体制を整えたりすることが必要となる。
- ・通常の学級においては、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを引き続き進めていく必要がある。

○の2つめ。有識者中間まとめにない部分。

「発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍すること等を踏まえ、各学級では、チェックリスト等を活用して、在籍している児童生徒の読み書き等の特性について把握し必要な支援を行うことが重要である。また、小学校等に在籍する障害のある児童生徒が、在籍する学校で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や、他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導を ICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要である。」

- ★2～3行目下線部分を次のような変更を求める

「各学級では、(削除) 在籍している児童生徒の (削除) 特性について把握し、通常の学級

での指導方法等含め（追加）、必要な支援を行うことが重要である。」

（理由）この文章だけ読むと、チェックリストを活用、早期発見し、通級への誘導と読める。

「必要な支援」が通級など場を分けることを前提としているようにしか読めない。

★下から 4 から 6 行目の下線部分を削除すべき。

（理由）「専門的な指導」を「ICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組」とするのは疑問である。十分なエビデンスや、継続的な実践研究が必要であると考ええる。そもそも「専門性の高い教師」が他の学校にどれだけいるのかや、遠隔指導を担当できるような労働条件があるのかが疑問である。まず必要なのは遠隔指導のシステムではなく、専門性のある教師を増やすことが必要であり、削除すべき。

○の 3 つめ。

- ・「地方公共団体における多様な取組について、、、は、有識者中間まとめのままであるが、「すべての児童への就学通知の発出」などは書かれていない。
- ・有識者中間まとめで新たに書き込まれた学校のバリアフリー化については、全く触れられていない。

★有識者中間まとめにある下記の記述に対応した加筆を求める

（学校施設のバリアフリー化）「令和 2 年 5 月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の成立により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校を追加するための規定が整備されたこと等を踏まえて、公立小中学校を中心に、バリアフリー化の実態を調査し、それを踏まえた目標設定について検討するとともに、学校設置者の取組が進むよう支援していくことが必要である。」

○4 つめ。これも有識者中間まとめにない。

「通級による指導の担当教師等の配置については、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置などにより、特別な支援を必要とする児童生徒への指導体制の充実を図る必要がある。」

★P48 脚注の特別支援教室構想について。14 年間の議論でも何ら方向性が出せない事への総括が必要である。

★特別支援教室構想の注釈については、有識者中間まとめの方が合理的配慮等について記されているので下記への変更を求める。

「全ての児童生徒が通常の学級に在籍し、教師が一人一人の障害の状態等に応じた合理的配慮の提供やティームティーチング等による多様な学習形態での指導を行ったり、必要に応じて特別の場で障害に応じた指導を行ったりする形態」

③特別支援学校における教育環境の整備

○の 2 つ目

「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を推進することが求められる。」

★通常学校の特別支援学校へ「転用」する場合においても、バリアフリー法における特別支援学校の基準に準拠すべきでありその趣旨を加筆すべき。

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性 (p50) → 有識者中間 p11～12

○の1つめ。

有識者中間で書き加えられた「障害者が日常生活又は社会生活・・・いわゆる「社会モデル」の視点を踏まえ」というところは、すべて抜け落ちている。

★有識者中間にある下記の記述に対応した加筆を求める

加えて、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の視点を踏まえ、…

●6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

障害のある児童生徒への対応について一部記載されているが、ICT の活用は、教育の質や利便性を高める大きな可能性がある一方、もし機器や情報へのアクセシビリティが確保されなければ、教育の機会そのものを奪ってしまうという課題をはらんでいる。情報アクセシビリティを通じた教育の機会の確保という観点を明確に述べるべきである。

●7. 新時代の学びを支える環境整備について

施設、設備、情報機器・サービスを含めたバリアフリー、アクセシビリティという観点を明確に述べるべきである。

上述した、障害者差別解消法に基づく環境整備と合理的配慮、バリアフリー法によるバリアフリー基準適合義務や、情報アクセシビリティを通じた教育の機会の確保といった観点を十二分に踏まえて、新時代の環境整備がなされるよう強く希望する。

●9. 教師および教員組織の在り方

(1) 基本的な考え方

★以下の趣旨の文章を「基本的な考え方」のどこかの部分に加筆すべきである。

①「包摂性を高めるために、すべての教育レベルのすべての教員および職員に、インクルーシブ教育および合理的配慮の理解が必要であり、そのためには教職課程などの採用前及び教員等の採用後の研修を行うべきである」

(理由)

この部分は全体的に ICT 指導力にアクセントが置かれているが、総論にも書かれている今後の教育の重要なポイントの一つである「包摂性を高める」ということを教師や組織の在り方の部分においても明確にすべきであると考えているが、全く触れられていないため。

②特別支援学級および地域の学校での教員および職員が手話言語を習得できる力、手話言語による指導する力、それぞれの教科を指導する力を習得するために研修制度を実施するべきである。

(理由)

障害者権利条約、障害者基本法では手話を言語と規定している。また、障害者権利条約では言語としての手話による教育やアイデンティティの確保を規定しており、教職員に言語としての手話の習得は必要であるため。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)

にかかわる全へき連の見解について

全国へき地教育研究連盟

会 長 柿崎 秀顕

本研究連盟の会員校は、へき地校であること・複式学級を有すること・小規模校であることのどれかに当てはまっています。

児童・生徒数の減少により、学校統廃合が進む中で、会員校や会員数(教員数)は、減少の一途をたどっています。特に、へき地校は、過疎化や交通の利便性などにより減少傾向は顕著です。

また、人口のドーナツ化現象により、都市部(市街地)の空洞化が進み、複式学級設置校は、農村部よりも都市部の割合が高くなっています。

従来の『へき地の学校』のイメージは、山間部や海辺の小さな学校というのがあたり前でしたが会員校の構成も変化し、『どの地域にもある小さな学校』に変容しつつあります。

本研究連盟では、このような教育環境にある各都道府県の研究団体を対象として、関係機関・団体との連携を密にし、へき地・複式・小規模校における教育の振興を目的に昭和27年から活動しております。

さて、今回の中間まとめの中の関係部分を中心に読ませていただきましたが、どの項目も私たちの取り組んできた研究内容やこれから目指すべき方向に合致しており、心を新たに全国の仲間と手を携えていかなければならないと感じました。

終わりに、全国的に教員希望者の低下が指摘されておりますが、北海道教育大学のある調査では「へき地・複式・小規模校における教育実習経験」のある学生の教員採用試験受験率が高いという結果が出ており、今年度から北海道教育委員会と連携して「へき地・複式・小規模校における教育実習」に取り組んでおります。

全へき連といたしましては、これらの取り組みに対して実習受け入れ学校のすそ野を広げるべく会員校への受け入れを働きかけ、優秀な教職員の獲得にも寄与するとともに、本研究連盟の会員校における教育実習で身に付けた指導法や教育技術を新卒で採用された職場で生かし、もって教職員全体の資質向上にも寄与していきたいと考えております。

令和2年10月23日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）
に関する意見

公益社団法人全国幼児教育研究協会
理事長 福井直美

本会は地球の未来を作っていく子どもたちが、強くたくましくそして柔軟な対応や発想のできる人に育ち、幸せに生きて欲しいと願い、全国の会員と共に幼児教育に関する研究・研修に務めています。近年は、AIが仕事の50%を請け負う時代になる等、想定しにくい2030年を見据えて、幼児期の教育の質の向上を目指して、様々なことに取り組んできました。特に文部科学省委託「幼児教育の教育課題に対する指導方法等調査研究」等に中心的に取り組むその成果をまとめてきました。今回の中間まとめはまさに全幼研でまとめている研究の成果と重なる部分があり、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）は大変理解しやすいと思います。

しかしながら、誰も予測していなかった新型コロナウイルス感染症拡大という幼児期の教育や子どもたちの成長・発達に大きな影響を与える事態が起きました。本会でも各幼児教育施設の情報を入手したり、参考になる実践をホームページに掲載したりするなどしながら対応していますが、幼児の直接体験の減少やAI機器環境の整備など、まだまだ多くの問題が山積しています。コロナ禍において新しい生活を取り入れる中での教育を考える上で、中間報告にも記載されたことは、大変心強いと感じます。

今回のまとめはおおむね理解しやすいのですが、若干意見を述べたいと思います。

（1）基本的な考え方

○の2つ目が重要。生活体験の補完を各幼児教育施設が課題として実践していくことが大切です。

集団活動を通して社会・文化自然等に触れる中で幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組む必要がある。これが明確に書かれていていいと思います。

○3つ目はコロナに関しての記載ですが、熱中症等地球環境の変化により活動が制限されることも園内では問題になっていますが、ここに入れることは難しいでしょうか。

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

○教育要領の趣旨や内容について関係者の理解を深める。

○環境の教育的価値について書かれていること

これらのことは本会が大切にして実践していることにつながると思います。

☆令和元年度文科省委託研究「新教育要領の実施状況の把握と理解推進の方策」

② 小学校との円滑な接続の推進

○幼小の両者の理解を深めることがもっと進められるとよいと思います。

○幼稚園で積み上げてきた一人一人の成長・発達の内容が指導要録に記録として引き継がれており、それを基にして小学校教育につなげてほしいと願っています。

③ 教育環境の整備

○直接的・具体的な体験をさらに豊かにする工夫と ICT の利用が必要ではないでしょうか。

④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援

○障害のある幼児等の将来的な自立と社会参加を見据えた一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が必要です。

○国際化の進展に伴い外国人幼児の増加に合わせての対応が必要です。

本会では今年度から3年間に亘り文科省委託「外国人幼児等教育を担う教員の養成・研修」に関する研究に取り組んでいますのでその成果を今後発信していきます。

(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

① 処遇改善をはじめとした人材の確保

○総合的な人材確保策の推進が求められていると思います。

○忙しすぎる仕事内容を改善することが大切です。

② 研修の充実等による資質の向上

○大学と連携して在学中の実習以外にもインターンシップなど幅を広げた実体験の場が必要ではないでしょうか。

○教職員の役割に関する実践事例や最新の知見の提供、指導方法等など情報提供が必要です。これらについても本会では研究大会では会員からの保育実践の提

案や広報誌による保育情報の発信等積極的に進めています。

(4) 幼児教育の質の評価の促進

○これについても本会で現在評価に関する必要性和内容について調査研究をしていますので、今後の評価の促進につながるのではないのでしょうか。

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

○本会でも「ワクワク・イキイキプロジェクト事業」として地域を巻き込んだ研修や研究大会で親子での研修の場を設けています。

事業として展開することで効果があると思います。

○「預かり保育」もかなり推進されてはいますが、環境整備や担当の保育者の研修などが進んでいないように思います。

(6) 幼児教育を推進するための体制の構築

○幼児教育センターの設置は必要です。また幼児教育アドバイザーの必要性もありますが、身近でアドバイザーを育成できる方法を考えられるとよいと思います。本会でも協力できることがあるのではないのでしょうか。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

○まだまだ続きますので、保健衛生の専門家との連携や設備等の整備は喫緊の課題だと思います。

以上

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」に関する意見提出について

日々ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

中間まとめにつきまして、当会の意見を下記のとおり、御提出いたします。

記

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）【概要】

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

第Ⅰ部 総論

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

（５）の１つめ[P23（概要.pdfのP3）]

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても ICTの活用等により必要な教育活動の継続 ←(下線部を加筆してほしい)

解説：「ICTの活用等により」と具体的に書くことによりイメージしやすくなる。

今回の休校時でもICTを活用したオンライン授業やドリルなどにより、教育活動を継続した学校は多かったです。

これから学習者用デジタル教科書が普及すれば、より一層の教育活動の継続が可能になります。

第Ⅱ部 各論

4. 「新時代の特別支援教育の在り方について」

（２）の②に下記を加えてほしい。（別の場所でも結構です）[P47～48（概要.pdfのP7）]

- ・ 学習者用デジタル教科書を使うことにより、特に視覚障害や読み障害のある児童生徒にとって教科書の判読が可能

解説：拡大・縮小・自動改行が可能、文字色・背景色の変更可能、行間拡大可能、読み上げ箇所のカラオケ機能等の機能により、教科書の判読に効果的です。

(2) の③に下記を加えてほしい。(別の場所でも結構です) [P47～48 (概要.pdf の P7)]

- ・早期から支援を行うためにも、ICT を活用した読みや聞き取りの補助器具として有効な ICT 機器の整備の充実

解説：さまざまな施設にて行うことが必要であると考えます。同時に、これらの施設で対応される方々に向けた ICT 活用の研修を施すことも重要であると思われます。

5. 「増加する外国人児童生徒への教育の在り方について」

(2) の②に下記を加えてほしい。(別の場所でも結構です) [P54～55 (概要.pdf の P8)]

- ・学習者用デジタル教科書の、総ルビ、分ち書き、自動音声読み上げ、縦書きの横書き変換等の機能を使うことにより、日本語理解の支援

解説：漢字が読めない外国人に総ルビは効果的です。

言葉と音声が一致しない外国人に、自動音声読み上げは効果的です。

世界的にモンゴル語と日本語でしか採用されていない縦書きを、読みなれている横書きに変換できる機能は、文章を読む上で効果的です。

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

(1) に下記を加えてほしい。[P58～59 (概要.pdf の P9)]

- ・オンラインによって遠隔での授業ができるようになることで、学校や地域を越えて簡単に授業を組むことができる。カリキュラムマネジメントの中で、積極的に学校外との交流や、海外なども視野に入れて、地域を越えた共同的な学習活動を計画することが必要である。

(2) の①の 1 つめ[P59～60 (概要.pdf の P9)]

- ・データ標準化等の取組を加速

「学習履歴 (スタディ・ログ) など教育データを活用した個別最適な学びの充実」について、データを活用していくためには、データの取り扱い、所有者、倫理についての指針が必要になるのではないかと思います。例えばデジタル教科書に書き込んだデータは誰の責任、誰の費用負担でどの程度の期間保存するべきか、ポータビリティはどうなるのか、データを管理している側の倫理はどういったものか等、整理する必要があるのではないのでしょうか。

(2) の①の 3 つめ[P59～60 (概要.pdf の P9)]

- ・全国の学校で CBT を活用した学習診断などができるプラットフォームの構築

とありますが、国がプラットフォームを構築して一律に普及させる予定ですか？
その場合、既存のシステムとの整合性はどのようにして図るつもりでしょうか？
これらを含めた検討もぜひお願いしたいと思います。

(2) の①の 3 つめ[P59～60(概要.pdf の P9)]

- ・全国の学校で CBT を活用した学習診断などができるプラットフォームの構築

とありますが、單元ごとの習熟度を測定するシステムとアセスメントとしての CBT の区別を明確にした方が良いのではないのでしょうか？

現在の教育現場では、指導のためのテストとアセスメントが混在しており区別がついていないと思われる。

(2) の①の 4 つめ[P59～60(概要.pdf の P9)]

- ・学校現場における先端技術の効果的活用に向けた活用事例等の整理・周知

とありますが、データの活用に向け、各教員がデータからどんなことが読み取れるかを例示するなど現場の活用イメージを示すことがよいかと思います。

書いている内容は総論としてわかるが、では実際にどうなのでしょう。

と思われている方は多いと思います。

(2) の⑤[P61(概要.pdf の P9)]

- ・このため、学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響等について検証しつつ、使用の基準や教材との連携の在り方も含め、学びの充実の観点から、教科書として新たな活動が生み出せるような内容の充実について検討を行うことが必要である。

←(下線部を加筆してほしい)

普及促進に加えて、現場での検証を基に、これまで紙の教科書ではできなかった学習活動が、デジタル化されてできるようになることを目指すべきと考えます。

(2) の⑦[P61～62(概要.pdf の P9)]

- ・ICT 人材の確保

とありますが、ここの理想形はどうあるべきなのでしょう。教員による自走が究極の理想だとは思いますが、現実においては非常に難しいと思われます。

したがって、中期的、長期的な姿を示すと現段階の施策の理解が深まるかと思われます。

以 上

2020 年 10 月 29 日

一般社団法人日本経済団体連合会
教育・大学改革推進委員会企画部会

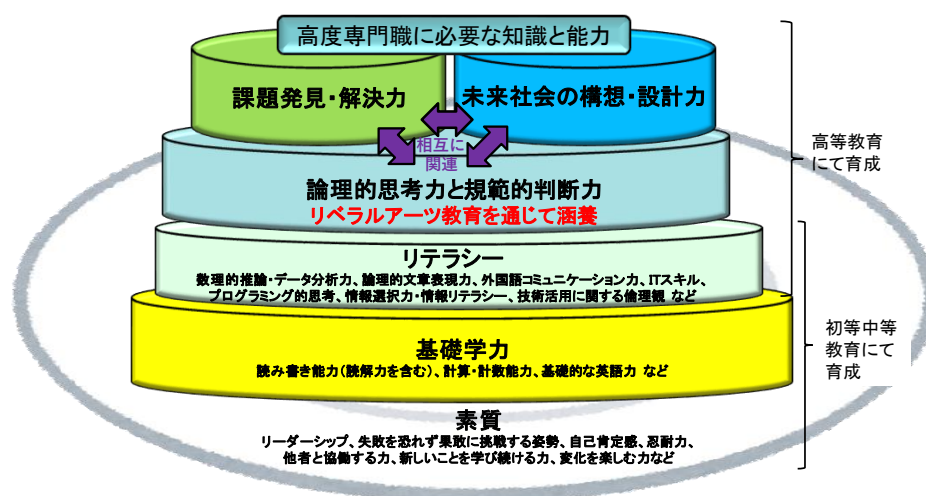
中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」
の構築を目指して（中間まとめ）」に対するコメント

【第 I 部 総論】

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力（1～3 頁）

- ・ 中間まとめに示された急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力は、経団連の考える Society 5.0 において求められる能力・素質と軌を一にしている。経団連は本年 7 月に公表された「Society 5.0 において求められる初等中等教育改革第一次提言」（以下、「第一次提言」）で述べた通り、Society 5.0 の人材には、リテラシーとしての能力（数理的推論・データ分析力、論理的文章表現力、外国語コミュニケーション力など）、論理的思考力と規範的判断力、課題発見・解決力、未来社会を構想・設計する力と高度専門職に必要な知識・能力が求められ、これらの能力は、初等中等教育から、子供の成長段階に応じて育成することが重要と考えている。

【Society 5.0 において求められる能力と素質】



【出典：経団連「Society 5.0 に向けて求められる初等中等教育改革第一次提言」（2020 年 7 月 14 日）】

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿(13～18頁)

- ・中間まとめに記載の通り、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を「目指すべき学びの在り方」とすることに賛成である。(15頁5ポツ目)
- ・中間まとめに記載の通り、GIGAスクール構想から取り残された高校生1人1台端末環境は喫緊の課題。国費投入も含め、スピード感を持って整備を進めるべきである。(18頁1ポツ目)(経団連イノベーション委員会「EdTech推進に向けた新内閣への緊急提言」(以下、「EdTech緊急提言」)(2020年9月18日)参照)

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性(18～24頁)

- ・中間まとめに記載の通り、with コロナ時代には、学校での対面形式の授業とオンライン授業とをハイブリッドに組み合わせた教育環境の構築が求められる。(18頁7ポツ目)(「第一次提言」参照)
- ・中間まとめに記載の通り、家庭の社会経済的背景による児童生徒の学力格差は是正すべき課題。他方で、教育予算の拡充対象をEBPMに基づき精査し、最も効果の高い教育政策に予算を付けることも重要である。(20頁3ポツ目)
- ・中間まとめに記載されている、外部人材や専門スタッフなど多様な人材が指導に携わる「チーム学校」が実現できれば、学校の働き方改革の実効性を高められると期待される。(20頁5ポツ目)(「第一次提言」参照)
- ・中間まとめでは、義務教育段階においては「履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべき」とされている。基礎学力を身につけないまま小中学校を卒業する子供たちが一定割合存在し、彼らが将来就職や仕事で苦勞することを踏まえると、目標に関して、一定の成果を上げることが求める「修得主義」をより重視した教育を進めることが重要である。他方で、義務教育段階での学習ペースの遅い児

童生徒に対する原級留置は、児童生徒が自己肯定感を持ちづらくなることから慎重な検討が必要との意見もある。このため、今後、中央教育審議会において、多様なステークホルダーによって議論することが必要である。(22 頁 6 ポツ目) (「第一次提言」参照)

- ・海外留学などの異文化体験は、異文化に対する感受性を育み、多面的な考え方や価値観を状況に応じて使い分けるグローバル人材に欠かせない能力を育成する機会になるが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、国際移動が制限され、海外留学が難しい状況であり、内向き志向のマインドが醸成される懸念がある。このため、中間まとめに、「コロナ禍で国際移動が難しい場合には、各学校は、ICT の活用によりオンラインで海外の学校との国際交流を図り、英語でプレゼンテーションやディスカッションをする機会を設けること」旨を明記いただきたい。

【第 2 部 各論】

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について (39～46 頁)

- ・中間まとめに記載の通り、高校生の学習意欲を喚起する観点から、各高等学校において、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化など魅力・特色ある教育が行われることを目的とした法令の改正が行われることに賛成である。他方、「修得主義」の考えの徹底による教育の質の保証にも力を入れる必要がある。「高校生のための学びの基礎診断」を活用しながら、各学年で求められる最低限の学力の保障に努めるべきである。(40～43 頁)
- ・専門学科改革においては、中間まとめに記載の通り、企業で求められる人材の育成に向けて、高等学校が、企業や経済界等との連携の下で、職業人育成に適したカリキュラムの開発や、ゲスト講師やメンターとしての企業人の活用、インターンシップの実施等を進める必要がある。(42 頁 1～3 ポツ目)
- ・中間まとめに記載の通り、高等教育機関や企業等と連携・協働した高度な学

びを高校生に提供すべきである。その際、日本全国の大学・研究機関の学術情報基盤である SINET を活用し、大学等との遠隔授業を実施することも積極的に進めるべきである。(43 頁 1 ポツ目～3 ポツ目)

- ・中間まとめに記載された通信制高校の教育の質保証を行うことで、多様な生徒への学びの提供が期待される。国は、サテライト施設の教育環境の基準や面接指導は少人数で行うことを明確化する必要がある。(44 頁 2 ポツ目、3 ポツ目)
- ・中間まとめに記載の通り、高等学校は、地域のコミュニティや経済界、企業、大学等と連携し、STEAM 教育の要素を取り入れた新学習指導要領に基づく探究型学習を着実に実施していくことが必要である。(44 頁 4 ポツ目～46 頁 2 ポツ目)
- ・グローバル教育に関する記述を「中間まとめ」に明記すべきである。具体的には、スーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業の後継である WWL コンソーシアム構築支援事業及び国際バカロレア (IB) 教育の推進に関する記述を加筆いただきたい。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について (46～53 頁)

- ・ダイバーシティ&インクルージョンの観点から、中間まとめに記載の通り、特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実を図り、可能な限り教科学習も共同で実施すべきである。(47 頁 5 ポツ目)

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について (53～58 頁)

- ・中間まとめに記載の通り、日本語を指導する教師及び母語支援員の確保、履修証明プログラムの活用による日本語指導担当教師が専門的知識を得られる仕組みの構築とともに、JET プログラムを柔軟に活用して多様な外国語に対応した ALT を採用・配置することも検討すべきである。(53 頁 5 ポツ目～56 頁 3 ポツ目)

- ・地方自治体は、中間まとめに記載の通り、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況を管理・把握し、就学支援に積極的に取り組むべきである。また、地方自治体は、地域団体や地元企業との連携の下で、学校に関する情報を外国人家庭に提供するとともに、外国人の子供がオンラインで日本語学習を継続できる環境を構築すべきである。(56 頁 4 ポツ目～6 ポツ目)

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について (58 頁～63 頁)

- ・中間まとめに記載の通り、ICT の活用による、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化により個別最適な学びを実現することが重要である。(59 頁 2 ポツ目) (「第一次提言」参照)
- ・経済的条件に恵まれない子供が自然災害時でも学習を継続できるようにするために、生活保護世帯や就学援助世帯など経済的な困窮を理由に ICT 環境のない家庭への教育費用補充の拡充 (例：モバイル・ルーター、端末の無償貸与、オンライン学習や家庭学習における通信費の補助) を行うとともに、GIGA スクールにより配備された端末を児童生徒の家庭に持ち帰って家庭学習に使用している一律の取扱い方針を提示すべきである。(59 頁 3 ポツ目) (「第一次提言」参照)
- ・学習履歴 (スタディ・ログ) の蓄積・分析・利活用によって、データを基にした授業改善や教育政策の見直しが行われるべきである。個人情報については、地方自治体ごとに定める個人情報保護条例に地域差があることから、地方自治体が保有する個人情報の取扱いルールの一元化や、地方自治体を含めた官民の個人情報の取扱いについて独立性の高い個人情報保護委員会が一元的に監督できるようにすべきである。(59 頁 4 ポツ目) (「第一次提言」、経団連「デジタル庁の創設に向けた緊急提言」(2020 年 9 月 23 日) 参照)
- ・遠隔・オンライン教育については、受信側にも教師を配置する要件や同時双方向であることを求める要件を撤廃するとともに、高等学校における遠隔授

業の単位上限数（36 単位）の緩和を行うべきである。（60 頁 2 ポツ目、3 ポツ目）（経団連「改訂 Society 5.0 の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」（2020 年 10 月 13 日）参照）

- Society 5.0 に欠かせない情報活用能力を育成するうえで、学習者用デジタル教科書（以下、デジタル教科書）が学校の授業で活用されることは喫緊の課題である。デジタル教科書の普及促進に向けて、①デジタル教科書を主たる教材と位置づけ、移行期間を経てデジタル教科書に完全移行すること（移行期間中は紙の教科書との併用を認める）、②音声や動画、アニメーションなどのコンテンツを利用できるデジタル教科書の普及を前提に教科書検定のあり方を見直すこと、③デジタル教科書は無償給与の対象とすること、④デジタル教科書を用いた授業が各教科の授業時数の半分未満に制限されている規制を撤廃すること、⑤デジタル教科書に掲載された著作物の使用について、今年度はコロナ対応の特例により無償とされているが、著作権者に理解を得た上で、次年度以降、補償金を低廉化すること、⑥教員養成・研修におけるデジタル教科書を活用した授業方法を学ぶ機会の確保やデジタル教科書を活用した指導の好事例の横展開を行うこと、が求められる。（61 頁 1 ポツ目）
- 障害のある児童生徒に対しては、中間まとめに記載の通り、音声読み上げやルビ振り等の機能を持つデジタル教科書の活用を促すことが重要である。（61 頁 4 ポツ目）（「第一次提言」、「EdTech 緊急提言」参照）
- 中間まとめに記載の通り、地方自治体は、企業等との連携により、GIGA スクールサポーターや ICT 支援員の確保に取り組むべきである。地方自治体は、東京都教育委員会が立ち上げた東京学校支援機構の取り組みを参考に、ICT 人材などの外部人材を安定的に確保する枠組みを構築すべきである。（61 頁 5 ポツ目）
- 中間まとめに記載の通り、不登校等を理由に学校で学びたくても学べない児童生徒がオンライン教育を活用して学習した場合には出席扱いとする制度や学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進に向けて、好事例

を横展開すべきである。(62 頁 4 ポツ目) (「第一次提言」参照)

- ・文部科学省は「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しているが、ICT の実装は各地方自治体の判断に委ねられていることから、自治体間でセキュリティ要求仕様が異なり、学校の ICT 環境の迅速な整備を阻んでいるとの指摘がある。十分な情報セキュリティを確保した上で全国一律の対応が可能となるよう、政府が具体的なガイドラインを提示することを中間まとめに記載すべきである。(「第一次提言」参照)
- ・良質なデジタル副教材・学習用アプリの普及に向けた措置 (良質なデジタル副教材・学習用アプリの購入費用を複数年度にわたって手当て、「EdTech 導入補助金」の活用促進) について、中間まとめに記載すべきである。(「EdTech 緊急提言」参照)
- ・全国の児童生徒がクラウド内にある多種多様な学習用コンテンツにアクセスでき、かつ、個々の児童生徒の学習履歴を蓄積できる教育クラウド・プラットフォームの整備・普及について、中間まとめに記載すべきである。

9. Society 5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について (67 頁～72 頁)

- ・教師には「主体的・対話的で深い学び」において児童生徒に能動的な学びを促進させるファシリテーターとしての役割や、個々の児童生徒の学習進捗をリアルタイムで把握し、つまづいている児童生徒に対して積極的に声をかけ、回答のヒントを出したり、アドバイスしたりするなどのコーチング、児童生徒の悩み等を聞いて助言するメンタリングの役割も求められる。また、学びの DX を推進するため、教師には、ICT やデジタル教科書・教材等を活用した効果的な授業を展開する能力も必要となる。さらに、グローバル人材の育成の観点から、教師自身がグローバル・マインドを持つことも重要である。2021 年度から取組みを開始する「教員養成フラッグシップ大学」では、上記を効果的に学べるカリキュラムを開発するとともに、全国の教員養成課程におい

て、ファシリテーションや ICT・EdTech を活用した指導方法、グローバル教育を学べるようにすべきである。(67 頁 4 ポツ目～69 頁 4 ポツ目) (「第一次提言」参照)

- ・多様な知識・経験を有する外部人材を教師として活用することで教育の質の向上が期待される。中間まとめに記載の通り、地方自治体は、教師の採用にあたって、受験年齢制限の緩和や特別免許の活用促進に取り組むべきである。

(69 頁 5 ポツ目～70 頁 5 ポツ目、71 頁 5 ポツ目～72 頁 3 ポツ目) (「第一次提言」参照)

以 上

2020 年 10 月 26 日

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中間まとめ）」に対する意見
～既存提言・意見を踏まえて～

公益社団法人 経済同友会
教育改革委員会 委員長 峰岸 真澄

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中間まとめ）」（以下、中間まとめ）に関連した論点について、本会がこれまで発表した提言・意見に沿って、以下の通り意見を申し述べる。答申の取りまとめに向け、今後、こうした方向で議論が深められることを期待する。

1. 総論

中間まとめでは、「4.『令和の日本型学校教育』の構築に向けた今後の方向性」の「（1）学校教育の質と多様性，包摂性を高め，教育の機会均等を実現する」において、

- ・ 子供たちの基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、また社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めることが重要である。
- ・ 多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら…個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくべきである。

と指摘しているにもかかわらず、「（4）履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる」では、「児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置く」としている。

そもそも子供たちの学びの速度は一人ひとり異なり、多様化が進めばそのバラつきがより大きくなると見込まれるにもかかわらず、「進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置く」との結論が導かれた根拠が不明である。

初等・中等教育において、学習内容が身に付いていても付いていなくても、一定の年齢に達すれば進級・卒業していく仕組み（年齢主義）では、自ら学び、課題を解決する方法を模索し、納得のいくまでやり抜く習慣は身に付かない。した

がって、小学校高学年以降は、真に「子供たちの基礎学力を保障」するために、本人の修得レベルに応じた教育（修得主義）への転換を図る必要があると本会は考える。

年齢主義を基本に置くのではなく、さまざまな年齢の児童・生徒が共に学ぶことにより、子供の頃から多様性を自然なこととして受け止める土壌を作るべきではないか。

II. 各論

論点1：遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

小中学校の教員が配信し、児童や生徒が家庭で受けるスタジオ型の遠隔教育は、現在、正規の授業として認められていない。中間まとめでは、「義務教育段階において、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等毎の授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである」としているが、それが遠隔教育を正規の授業として位置付けることを意味するかは不明である。

今年度末に実現が見込まれる一人一台端末環境を活かすため、教員と児童生徒が直接対面していなくても、直接対面と同等の教育効果を有する場合には、正規の授業と認めるとともに、恒久的な制度化を図るべきである。

また、児童生徒が時間や場所の制限を受けずに学び続けられる環境を整えるために、「同時双方向」を必須条件とせず、緩和すべきである。

さらに、学校の指示により、オンライン上の教育コンテンツを使用して自宅等で学習するケースについても、当該学習が授業と同程度の教育効果を有すると学校が判断する場合には、同様に対応すべきである。

改正著作権法の施行により、インターネットでの教材等配信について、教員の作成する教材は著作権者の許諾が原則不要になった。しかし、スタジオ型及びオンデマンド型の遠隔教育の教材や、教育委員会が作成する動画・コンテンツについては依然として対象外となっており、これらについても著作権者の許諾を原則不要にすべきである。

論点 2：新時代の学びを支える環境整備について

新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波も想定し、各家庭への端末持ち帰りを念頭に置いた環境整備を行う必要がある。持ち帰りを容易にするためには、通信環境の確保（モバイルルータの貸与と通信費支援等）とセキュリティソフトの導入が不可欠であり、国と自治体は十分に支援すべきである。

また、学校現場での ICT 活用には、クラウドサービスを利用できるようにすることが重要である。折しも行政サービスの DX に向けた検討・準備が進められており、中央教育審議会としても、その障害となっている各自治体のオンライン結合制限規定の削除を、校務を効率化し教員の負担を軽減するという観点から主張すべきである。

論点 3：Society5.0 時代における教師及び教員組織の在り方について

中間まとめは、教師が時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるために、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、また子供たちの主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えるのが 2020 年代を通じて実現すべき教師の姿としている。

現行の教育職員免許法施行規則では、主体的な学びであるアクティブ・ラーニングの視点を取り入れることとされているが、そのために必要なファシリテーション・スキルの向上等には重点が置かれていない。教員の専門性を早期に再定義するとともに、学びと心の両面で子供の成長を育むためのスキル修得について、教員養成課程における必要単位のウェイトを高めるべきである。

また、教員養成課程に在籍する学生については、企業インターンシップについても教育実習の単位として認定可能にすべきである。また、現職の教員についても、継続的な学びのために企業インターンシップを経験させることを任命権者に義務づけるべきである。

中間まとめは、多様な知識と経験を有する外部人材を取り入れる必要性にも言及している。多様な人材を教育現場に登用するとともに、免許外教科担任にかかる現状を改善するため、例えば特別免許状制度の活用度合を学校評価の際に勘案するなど、2021 年度からプログラミングの内容が倍増される中学校の技術

および高等学校の情報の分野で、その活用を強力に促進すべきである。

以 上

中央教育審議会 初等中等教育分科会
「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中間まとめ）」への意見

2020 年 10 月 23 日
日 本 商 工 会 議 所
東 京 商 工 会 議 所

国内では、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、経済活動との両立が模索されるとともに、今後も激甚化する自然災害や、東京一極集中と地方の疲弊など構造的な課題に直面している。世界に目を転じて、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、あらゆる分野でのグローバル化、I o T、人工知能といった目覚ましい技術革新の進展、国際政治の不安定化や世界経済のかつてない落ち込みなど、極めて不確実な時代を迎えている。このような社会環境を生き抜いていくためには、変化に迅速に対応する柔軟性が不可欠であり、様々な分野でイノベーションを牽引できる人材が強く望まれている。

中間報告を取りまとめられるにあたっては、「産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成」「高等教育機関や地域社会等との関係機関と連携・協働した高度な学びの提供」「I C Tの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実」等について言及されており、当所はその内容に賛同するものである。ついては、①産業人材の育成、②地方創生、③I C T化、④キャリア教育について、さらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げたい。

記

1. 産業人材の育成について

（体系的なS T E A M教育の実施）

わが国が「Society 5.0」の実現を目指していくためには、社会人基礎力にも結び付く柔軟な発想力や思考力、論理性、多面的な見方といった素養を育むリベラルアーツ教育を含むS T E A M教育について、初等中等教育から着実に推進することが重要である。小学校からの科学的な体験や、教科等横断的な学習や探究的な学習を充実させ、主体的な学びに取り組めるよう、教員は地域や産業界と多様な接点を持ちながら指導をすることが必要である。

（幼少段階からのものづくり教育、プログラミング教育の充実強化）

わが国の生産性向上を図る上で、新たな付加価値を作り出すことが重要であり、そのためには、様々な技術を組み合わせて新たな製品やサービスなどイノベーションを生み

出していく能力が必要である。これには、文系・理系、専門分野の枠を超えた横断的な I T や情報活用能力の観点が求められている。

幼い頃からの「ものづくり教育」は、自らの体験を通じて自発的な工夫や改善、探究心といった、イノベーションに不可欠な素養を養う上で極めて有効な手段である。ものづくり分野の強い競争力によって支えられてきたわが国経済の強みを維持していく上でも幼少段階からの「ものづくり教育」のさらなる充実と強化を望む。

また、本年度より小学校において必修化されたプログラミング教育は、基本的な I T スキルや知識を身につけるだけでなく、論理的思考力や課題解決能力、最先端技術の基本的な仕組みを理解する能力の向上につながるものである。わが国において I T 技術者は圧倒的に不足しており、学校の I C T 環境が急速に進む今こそ、その育成の基盤ともなるプログラミング教育について、中学校、高等学校における必修化を前倒しし、強力に推進すべきである。また、プログラミング教育の実施に当たっては、最新の技術や専門性をもった民間の力を活用することが有効であり、民間技術者を教員として積極的に活用することが重要である。

2. 地方創生について

（高等学校における産業界と連携した産業人材の育成）

若者の大都市への流出が深刻化する一方、地方創生を進めるためには、学校と産業界が連携した人材育成に取り組むことにより、生徒の職業能力を育成するとともに地域産業への理解を高め、地域への定着を促していくことが重要である。

社会経済環境の変化に伴い、地域経済を支える中小企業が求める産業人材像も変化しており、教育活動全体を通して計画的・体系的に能力を身につけるカリキュラムを開発し、地域の企業で直接的に学ぶインターンシップ、社会人講師などをより効果的に組み合わせることにより、実践的な学びを深め、企業において即戦力として活躍できる人材を育成することが重要である。また、技術革新に対応できる人材の育成に向け、専門高校においても企業現場と同等の実験・実習が行える設備環境が必要である。

（産業界含め地域総がかりで支える人材育成）

本中間とりまとめの中で高等学校はスクール・ミッションについて再定義し、地元産業界等に対しても分かりやすく提示する必要があることが示されている。高等学校に限らず、教育は、教育機関のみならず、産業界、地方公共団体などの多様な関係者が連携協力し、地域総がかりで推進する必要がある、各校の取組をさらに推進する必要がある。

また、このように地域総がかりで取り組む活動の中に、地域の歴史、伝統文化、産業への理解を深める教育を取り入れることで、地元定着を促すことにもつながることから、取組の加速を期待したい。

3. ICTの活用について

(オンライン教育の充実と教育行政、学校業務の効率化・デジタル化)

コロナ禍を受け、学校のICT化が一気に進み、今年度末には小中学生への1人1台情報端末の配布はほぼすべて行き渡る予定となっている。このICT環境を活かし、平時から場所を選ばない遠隔・オンライン教育を可能とし、学びを保障する環境整備を行うべきである。また、海外と繋いだ外国語授業やオンラインで遠隔地の専門家の講義を受けるなど、教育内容を充実させる取組の推進も重要である。

教材についても、ICT環境が整備されることを踏まえ従来の紙とは異なるデジタルの優位性を生かして、音声や動画の活用や、宿題・テストのデジタル化など多様な機能を活用することで、個別最適化したより質の高い授業を行い、あわせて教員の負担軽減を図るべきである。また、国・地方の教育行政、学校の諸手続や業務などについてもデジタル化を進めることが必須である。

4. キャリア教育について

(発達段階に応じたキャリア教育の強力な推進)

商工会議所では、社会変化に対応し、社会を生き抜くことができる力を身につけるため、義務教育も含めた教育段階全体を見通した上で、発達段階に応じたキャリア教育を行うことが重要と主張してきており、全国において、職場体験・インターンシップの受入や、社会人講師の派遣等さまざまな面で教育現場の支援に取り組んできた。近年の社会経済構造の劇的な変化に伴い、就業構造の転換が進む中、初等教育段階から将来の職業を意識する重要性は増しており、商工会議所による取組事例も年々増加している。

また、高等学校から大学への進学率は年々上昇しているが、その接続に当たっても、将来の仕事を決めた上で主体的に進路を選択していくために、キャリア教育の果たす役割は大きい。

さらに、キャリア教育による効果は、働く意義と地域の企業の魅力を学ぶことを通じ、人生観や職業観を醸成するだけでなく、若者の地元定着を促進することも期待され、地方創生の観点からも重要と考える。

新学習指導要領においても、キャリア教育の充実については明示されており、その実現へ向け、より強力な推進を期待したい。

(起業家教育、公民教育の充実について)

商工会議所においては、商売体験など「起業教育プログラム」を通じて、自主的に課題を設定し、考え、解決する力を養う教育に取り組んでおり、次世代を担う起業家の育成だけを目的にするのではなく、地域産業への理解を深める上でも効果的な取組となっている。初等・中等・高等教育の各発達段階に応じ、起業家教育を推進することが重要

である。

また、社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成においては、経済社会の基本的な仕組みへの理解と、社会の構成員として自己の果たす役割や責任に対する意識の醸成が不可欠であり、共同社会を維持していくための租税の役割と意義とを深く理解する租税教育、社会の支え合いと自己責任の意識を醸成する社会保障教育について、初等・中等・高等教育のそれぞれの段階に合わせて実施すべきである。加えて、家庭・地域と連携した防災教育、消費者教育、金融教育などの推進にも力を入れていくべきである。

以上

日本労働組合総連合会 総合政策推進局
経済・社会政策局

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
(中間まとめ)」に関する意見の提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より私ども連合の運動に対してご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、中央教育審議会初等中等教育分科会及び新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会における真摯な議論によって、標記中間まとめを策定された事に敬意を表します。

つきましては、答申の取りまとめに向けて、全般的な方向性に賛同の立場で、以下の意見を提出しますので、よろしくお取扱い願います。

記

1. 16ページ【第Ⅰ部3.(1)①～③】について

(意見) 初等教育からの主権者教育の必要性に言及されたい。

(理由) ネットメディアを中心に情報があふれる中で、初等教育からメディアリテラシーをはじめ、自ら判断する力を身に付ける教育をすべき、という、主権者教育推進会議での議論や知見を共有すべきであるため。

2. 19ページ【第Ⅰ部4.】について

(意見) 総論において「誰一人取り残さない教育」に言及されたい。

(理由) 「誰一人取り残さない教育」は各論の31ページに記述されているが、総論での「個に応じた指導」「個別最適な学び」と等しく重要であるため。

3. 42ページ【第Ⅱ部3.(2)④～⑥】

(意見) 地域連携プラットフォームとの連携に言及されたい。

(理由) 大学分科会で取りまとめられた「地域連携プラットフォーム」では、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等の恒常的な連携の構築が提言されており、本プラットフォームとの連携で、専門学科・総合学科においても、産業界の知見を、より有機的に教育に反映できると期待できるため。

4. 63ページ【第Ⅱ部7.(3)】

(意見) 少人数学級について、少なくとも30人学級の早急な実現に向けた環境整備に言及されたい。

(理由) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりにきめ細かな教育を行うため、また、今後の感染症対策としても直ちに取り組むべき課題であるが、教員の定数増をはじめ、計画的な整備のため当面の基準を示す必要があるため。

以上

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して 中間まとめへの意見

一般社団法人 日本臨床心理士会 会長 津川律子
教育領域委員会 委員長 高田 晃

スクールカウンセラー（以後、**SC**）の活動を担ってきた臨床心理士会として、中間まとめへの意見を「いつでも・だれでも・どんなことでも」の観点から述べる。

○SCが常勤でいることの意味 ～SCの配置拡充について～

SCの公立学校への全国配置（活動）が開始されたのは1995年である。25年が経過した現在でも、配置方法や配置時間は地域や学校によって様々である。週に8時間の学校もあれば、月に4時間という学校もある。国は2019年度までにSCを全公立小中学校(27,500校)へ配置することを目標としたが、1校当たりの配置基準は4時間程度である。このような状況の中で、以前から「相談したいときにSCがいない」という声を利用者である児童生徒や保護者、教師から多く聞く。その一方で「相談のない時、SCは何をしているのか」という疑問を投げかけられることも事実である。

この疑問の背景として、医療現場等での時間や場所、そして料金等の構造を細かく設定し定期的に進められる医療モデルの心理支援をイメージしていることの影響が推測される。医療現場等においても、このようなかかわりだけではなく多種多様な心理支援が行われているのだが、構造枠がきちんとした面接以外の心理士の活動は、数値化しにくい面もあって理解されにくいものと思われる。

SCの場合、学校現場で行う心理支援は、授業場面での行動観察や子ども集団あるいは学校内外での行動観察あるいは関連する情報を基にしたアセスメント、それを基にしたカウンセリングやコンサルテーション、心理教育などその活動は幅広い。特にSCの行う活動の特色として、支援を行う対象である相談者（児童生徒や教師）と同じ空間にすることが挙げられる。具体的な例を示せば、相談室で児童生徒から個別の相談を受けた場合も、職員室でクラス担任から児童生徒の相談を持ち掛けられた場合であっても、その時のやり取りやかかわりだけで終わることはない。同じ校内に在ることのメリットを生かし、その子の様子やクラスの雰囲気など同じ空間に身を置き直接確認し、心理アセスメントや心理支援に必要な情報の収集を行うことが可能である。SCが「いつもいる人」として認知されていることが、このような活動をより効果的にすると考えられ、SCが常勤でいることの意味はとても大きい。

その他にもSCは校内の教育相談体制の充実に寄与しており、「チーム学校」の一員として教育相談部会や校内委員会等に参加し、児童生徒への支援について方略を共に検討している。ある地域ではSCによる児童生徒全員面接を実施し、児童生徒との関係形成や一人ひとりの子どもたちの潜在的ニーズや隠れた資質の発見に効果を上げている例もある。

さらに、SCが常勤でいることによって、児童・生徒・保護者に係る教育関係機関や医療機関等の地域資源との連携が充実し、小中連携の促進と切れ目ない児童生徒間の支援につなげることが可能で、一人のSCが同一校区内の小・中学校で活動することは「中1ギャップ」への対応としても有効である。また、市区町村に複数の常勤SCがいることで、心理職の計画的な異動、SC間の技術協力や合同の研鑽なども可能となり、効果的な児童生徒支援の経験を複数の学校で共有・実施することが可能になるなど、「チーム学校」及び「チーム地域教育力」の向上を促すことも期待できる。

○いじめ問題へのSCの活用

2013年にいじめ防止対策推進法が施行されたが、その後もいじめの問題は全国で耳にする。いじめ問題においては、いじめが重大事態に至ってから介入するのではなく、初期段階でのいじめの兆候を察知し教師やSCが協働し学校全体で迅速かつ的確に対応し、いじめている子もいじめられている子に対してもそれぞれ成長を中長期的に促進していくことが必要である。

いじめの早期発見のためにSCは、教師の見ていない時間や場所、教師の前では見せない児童生徒

同士のやり取りや個人の一面を、SC が自らの専門性を活かし個人のパーソナリティやグループダイナミックス、言動から読み解く心理機制（葛藤や防衛機制等）を基に個人や集団の心理アセスメントを行っていくことが SC の貢献として求められる。さらに、いじめ問題については、担任教師に負担が集中しないための支援や態勢作りが重要である。学校組織が有機的に機能するためにも、心理学の視点を持つ SC が、学校内で教育の専門家と日常的に連携し即時対応できる勤務体制と学校組織における位置づけが整えられることが必須である。

○学びの多様性における SC の活用

不登校の児童生徒をはじめ、個々の特性や価値観に合致した多様な学び方を保障するため、フリースクールや夜間中学、定時制・通信制課程等々、複数の選択肢があることは重要である。

この場合に教師による学習指導の担保に加え、個々の発達経過や人格特性、家庭環境や家族の影響等に関する知見に基づき児童生徒の心の成長に寄与する SC のかわりが有効である。SC は「チーム学校」においてこのように機能することで、児童生徒の健康的な成長を支援できる。

○さまざまな悩みに対する SC の活用

フリースクールをはじめさまざまな学び方を選択した児童生徒に加え、通常学校にもいじめの被害者、LGBTs、被虐待、貧困問題に関連した悩みや苦しみを抱えた児童生徒は少なくない。自尊感情が低く自己の能力を十分発揮することができにくいこうした児童生徒は心に不全感を抱いている。こうした児童生徒の成長にとってまず必要なことは、学校が本人にとって安全で安心な場と思えることである。SC は基本姿勢として、目の前の児童生徒の資質や行動を常識的評価の対象にするのではなく、共感的に理解することにエネルギーを注ぐ。このようなかわりを通して SC は児童生徒の安全安心感を保障し、その思考活動を活性化し、一人ひとりが自分の存在意義を実感できるように寄り添おうとする。児童生徒が学校を自分の居場所として肯定でき、心身の健康な育ちの場として体感できる状態を心の中に育んでいくように務めている。SC とのこうした体験はさまざまな悩みを抱え自尊感情の低下した児童生徒にとって、その時にエンパワーメントされた経験に終わるだけでなく、その後の人生においても有効な体験の蓄積となる。

また、問題を抱える家庭に育つ幼児の発達や発達障害児には、幼児教育や児童福祉、あるいは小児医療の場において臨床心理士による関与・支援がなされていることが多い。これらの幼児には就学前からの切れ目ない支援やいわゆる「小1プロブレム課題」への対応として、常勤する SC は個人情報保護に留意しつつ、就学前の支援との連携をとることも仕事となるであろう。併せて幼児教育の段階から SC 活動を導入することも有効である。

○オンラインカウンセリング等の活用

児童生徒の抱える悩みは、日常生活の中で時間の経過とともに解消するものもあれば、心身の不調をきたすほど深刻なものもある。家で自室から出られない程に自信を喪失した児童生徒や、友達や教師、家族にも話せない悩みを抱えた児童生徒も存在する。その子たちは SC に相談したくても、そのことを人に知られることを極端に警戒する。相談に躊躇するこうした児童生徒に対してかわりを持つ手段の一つとして、電話や SNS、ICT の活用は昨今有効な手段とされている。またアウトリーチ（訪問支援）も、相談室に来談しない児童生徒への支援において必要となる。

コロナウイルス感染拡大防止の目的で全国の学校が臨時休校を余儀なくされた状況下で、オンライン授業だけでなくオンラインカウンセリングも注目されている。相談活動の一部として取り入れられた報告はまだ多くはないが、さまざまな機関や臨床心理士が、方法や効果、注意すべき点など研究に取り組んでいる。SC の活動においても対面カウンセリングの補完的な手段としてだけでなく、葛藤を胸に秘めた児童生徒の置かれた状況に考慮したかわり方としてオンラインカウンセリングは今後の SC 活動の一つとなることが考えられる。

以上、SC の立場から意見を述べた。